Monthly Elder 高齢者雇用の総合誌



自分が望む"リアルライフ"の実現を

ビジネスコンサルタント・有限会社エマメイコーポレーション 代表取締役 大塚 寿

新連載

高齢社員の心理学 増本 康平



~ 65歲超雇用推進助成金~

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ●労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ●定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上 いること
- 高年齢者雇用推進者の選任及び**高年齢者雇用管理に関する措置(※1)**の実施 **支給額**
- ●定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年等の引上げ 年数に応じて5万円から160万円(ただし1事業主あたり(企業単位)1回限り)

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高年齢者雇用管理整備措置)を 実施した事業主の皆様を助成します。

措置(注1)の内容

- ①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の 見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックまたは生活習慣病予防検 診)の導入
- (注1) 措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、 1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》

(注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。)

【《》内は生産性要件(※2)を満たす場合】

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

- ①高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置(※1)を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ②転換計画の作成、機構への計画申請
- ③転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- 4機構への支給申請

支給額

- ●対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)
- ●生産性要件(※2)を満たす場合には対象労働者1人につき60万円 (中小企業事業主以外は48万円)

高年齢者雇用管理に関する措置(※1)とは

(a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b) 作業施設・方法の改善、(c) 健康管理、安全衛生の配慮、(d) 職域の拡大、(e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、(f) 賃金体系の見直し、(g) 勤務時間制度の弾力化のいずれか

生産性要件(※2)とは、「助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)」が要件です。(企業の場合)

生産性 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 雇用保険被保険者数

※詳しいご案内を61~63頁に掲載しています

高齢者雇用の助成金に係る 動画はこちら ■



~ 障害者雇用助成金~

障害者作業施設設置等助成金

障害の特性による就労上の課題を克服・軽減する作業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成します。

助成額

支給対象費用の2/3

(例) 障害者用トイレの設置、拡大読書器の購入、 就業場所に手摺を設置 等

障害者福祉施設設置等助成金

障害の特性による課題に応じた福利厚生施設の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成します。

助成額

支給対象費用の1/3

(例) 休憩室・食堂等の施設、施設に附帯する玄関、 トイレ等の附帯施設・付属設備の設置・整備

障害者介助等助成金

障害の特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者の配置 等の措置を行う場合に費用の一部を助成します。

- ①職場介助者の配置または委嘱
- ②職場介助者の配置または委嘱の継続
- ③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱
- ④ 障害者相談窓口担当者の配置

助成額

- ①③ 支給対象費用の3/4
- ② 支給対象費用の2/3
- 4 1人につき月額1万円 外

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に費用の一部を助成します。

- ①住宅の賃借
- ②指導員の配置
- ③住宅手当の支払
- ④ 通勤用バスの購入
- ⑤通勤用バス運転従事者の委嘱
- ⑥ 通勤援助者の委嘱
- ⑦駐車場の賃借
- ⑧ 通勤用自動車の購入

助成額

支給対象費用の3/4

障害者雇用の助成金に係る 動画はこちら ■



お問合わせや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もございますので、詳しくはホームページ(https://www.jeed.or.jp)をご覧ください。



現立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 prization for Employment of the Bolenk Persons with Disabilities and Job Seeken

Leaders Talk

リーダーズ トーク **No.67**

有限会社エマメイコーポレーション 代表取締役ビジネスコンサルタント

取締役 大塚 寿さん

75歳まで

おおつか・ひさし

1962(昭和37)年、群馬県生まれ。株式会社 リクルートを経て、サンダーバード国際経営大 学院で MBA (経営学修士)を取得。帰国後、オー ダーメイド型企業研修やコンサルティングを展 開するエマメイコーポレーションを創業。『でき る40代は、「これ」しかやらない』、『50代 後悔 しない働き方』※1ほか著書多数。

※1 本書は、本誌 2020年11月号「BOOKS」(57頁) でご紹介しました



今回は、ビジネスコンサルタントで作家としても知られる大塚寿さんに、企業で働く中堅層が今後に備えておくべきことや、が今後に備えておくべきことや、り方などについて、お話をうかがいました。

「人生100年時代」を迎え、ちょうど折り返し地点にあたる40~50代の働き盛りのビジネスパーソンのなかには、定年後の

を抱いてしまう人も多いのでは

ないでしょうか。

早い段階から準備することが重要自分自身の客観的な市場価値を知り

失敗。 がんばったのですが、模試の結果が微妙で、 中小企業のオーナー社長や大企業の部長・課 界のプロと出会い、教えを受けるだけでなく テで証券会社のトップセールスマンなど各業 姉の同級生という縁で、営業のノウハウを徹 がいて、私と同郷、しかもその人の弟が私の ジを仕事で果たそうと決意したのです。ラッ の会社で、これまで負け続けた人生のリベン め、株式会社リクルートに入社しました。こ 結局チャレンジするのをやめました。いわば 底的に叩き込まれたことです。その先輩のツ キーだったのは、営業の天才といわれた先輩 大学を受験したのですが、第一志望の受験は 敵前逃亡です。高校ではそれなりに勉強して 大塚 高校受験では地域の一番校を目ざして した。何がきっかけだったのでしょうか。 社ではトップセールスマンとして活躍されま と挫折の連続だったそうですが、入社した会 高校受験・大学受験・就職活動では失敗 就職活動でも第一志望の会社をあきら

> 長を紹介してもらい、その人たちから通常は 間けないような現場のリアルな話を数多く間 く機会にも恵まれました。その結果、入社1 年目でトップセールスを達成することができ ました。そのときに「自分だけの思いや考え だけで行動すると失敗する。成功する・しな いはともかく、仕事の方法などはさまざまな 人のアドバイスに耳を傾け、正しい情報を持 ち、正しい行動をとることが正解だ」と悟っ たのです。

が必要でしょうか。 実した日々を送るためには、どのような準備うど折り返し地点にあたる40~50代が今後充一―「人生100年時代」といわれますが、ちょ

年程度は準備に費やしたい。4代から準備すて準備しても、何らかの資格を取得するにはとをおすすめします。例えば、定年間際になったが、で自身の10年後、そして65歳以降の大塚 ご自身の10年後、そして65歳以降の

順に分析するのが大事なのです。 せん。多くの人は自分の分析だけで済ませて 海に浮かんだ船のような相対的存在にすぎま 後は「自分」ですが、結局自分というのは大 安定している企業でも自分の部門は本流なの 20年後はどうなっているかを予測する。また、 界は将来も有望なのか、会社は業界のトップ の上司、⑤自分自身、の五つです。自分の業 業界、②自分の会社、③自分の部門、④直属 ぜひやってほしいのが、「いまの自分」を5 すし、さまざまな可能性があります。そこで しまいますが、「業界」、「会社」、「自分」の 上司は信頼に値する人なのかを評価する。最 か、傍流なのか、あるいは赤字部門なのか、 企業なのか、中小企業なのか、そして10年後、 になります。幹部人材としての転職も可能で 段階で分析することです。それは、①自分の れば50代から準備した人と比べて転職も有利

度決着がついているでしょう。そのうえで自会社も右肩下がりで今後自分の能力を活かすことができないと予想されるのであれば、転職することも考えたほうがよい。また、いま職することも考えたほうがよい。また、いまの会社に残るにしても出世を目ざすのか、諦めるのかの決断をする。5代であればある程

おの守備範囲を広げることです。特に大企業 るのが守備範囲の狭さです。自分の得意とする専門分野の両サイドにある異なる事業分野 の業務を、準専門レベルまで引き上げる勉強 か経験を積んでおくことをおすすめします。 もう一つは自分の市場価値を知ること。それ が分かればぼんやりとした不安も解消されま が分かればぼんやりとした不安も解消されま が分かればぼんやりとした不安も解消されま が分かればぼんやりとした不安も解消されま が分かればばんやりとした不安も解消されま が分かればばんやりとした不安も解消されま が分かればばんやりとした不安も解消されま が分かればばんやりとした不安も解消されま が分かればばんやりとした不安も解消されま が分かればばんやりとした不安も解消されま

本人のやる気を引き出す選択肢が必要一律の働き方と処遇ではなく

てはどのようにお考えでしょうか。すが、望ましい「セカンドキャリア」につい―――定年後に職場や仕事を変える人も多いで

大塚 非常に大事なことですが、こればかりは人それぞれです。セカンドキャリアだからこそ、自分がやりたいこと、もしくは自分ができることをやることが理想ですが、実はやりたいことが浮かばない人も多い。その場合は先ほどの守備範囲を考え、自分のできることを目ざしてほしいと思います。

転職では「大手から中小」系、「中小から 中小」系、「専門職」系もあります。大企業 が、中小企業の経営者からは「守備範囲が狭 が、中小企業の経営者からは「守備範囲が狭 が、中小企業の経営者からは「守備範囲が狭 が、中小企業の経営者からは「守備範囲が狭 が、中小企業の経営者からは「守備範囲が狭 が、中小から

講師系、第1次産業系など、さまざまなパター継系、開店・開業系、雇われ経営者系、大学そのほかに起業・フリーランス系、事業承

350万円で買った友人もいます。 350万円で買った友人もいます。 事業承継系では、中国から商品を仕入れてアマゾンに出店している会社を、を仕入れてアマゾンに出店している会社を、を仕入れてアマゾンに出店している会社を、を仕入れてアマゾンに出店している会社を、を仕入れてアマゾンに出店している会社を、の50万円で買った友人もいます。 事業承継系では、中国から商品を仕入れてアマゾンに出店している会社を、の50万円で買った友人もいます。

含めた多様な働き方の選択肢を用意してほしが一般的ですが、そうではなく、雇用形態も大塚(定年後は働き方も処遇も一律というの

タイム」 る人もいました。五つ目が「週3日のパート クルートには研修のプログラムを作成し、 四つ目が「ロイヤリティ契約」。例えば、 定の業務を本人の裁量に任せるやり方です。 も出ます。 部の企業ではシニア社員を対象に実施してい いが、責任を持ちたくない人もいます 注すると数%のロイヤリティを受け取ってい ますが、 てきた人を遇する「顧問・フェロー制度」 二つ目は営業系の 一つ目はこれまでスペシャリストでやっ など柔軟な働き方です。仕事はした 本人にテリトリーを与えればやる気 三つ目が「請負・委任契約」。 「歩合制度」。 例えば、 受 IJ

ると、 世代が少なく、バブル期入社組が多いという シニア人材を獲得することもできるはずです。 入になる仕組みなど、本人のやる気を引き出 てません。 なると、一律の働き方と処遇を続ける企業は勝 シニア人材を活用するしかありません。 が若い世代を育成し、業務をになうのか。結局 す。労働人口が減るなかでバブル世代が抜け ワイングラス型のいびつな形状になっていま 幅広い選択肢をつくることで、逆に優秀な 現在、 困難な状況になるのは必至です。だれ 多くの企業の年齢構成は就職氷河期 低責任・低収入から高責任・ 高収 そう

やりたいことがやれるチャンス65歳になればしがらみから解放され

をお聞かせください。――今後の高齢者雇用の展望についてご意見

側も雇われる側も思考停止に陥っているよう テナンスも、COBOL※などの古い言語が す。 ことです。人手不足で困っている業務や、 穴を開けたいと思っています。 りますし、それによってシニアの生き方に風 に見えます。 組みづくりに積極的にチャレンジしてもらい 大塚 わかるシニアにしかできません。いまは雇う も若い人が少ない。メインフレーム※のメン 高年にしかできない仕事はたくさんありま のかを精査し、適した仕事をになってもらう また、企業としては活かす価値のある経験な ません。果敢に挑戦することが大事なのです。 です。制度や仕組みはやってみないとわかり たいですし、できれば50代から始めたいもの これから廃炉作業が始まる原子力技術者 特に設備系の企業は人手不足が深刻です 企業には60歳からの活躍をうながす仕 世の中にはさまざまな仕事があ 中

のアドバイスをお願いします。――最後に定年が視野に入ってきた中堅層へ

イフ とがやれるチャンスです。フランスの詩人ア 責任やしがらみから解放されるからこそでき のイメージが強いセカンドライフではなく 私の好きな言葉があります。人生の「おまけ もいいから最後はやりたいこと、できること 生というのはあまりにも哀れです。 青春を人生の終わりに置いただろう」という ナトール・フランスの「もし私が神だったら もも自立して身軽になりますし、やりたいこ にチャレンジしてほしい。65歳になれば子ど で宮仕えを長く続け、そのまま尻すぼみの人 で人生設計をしてほしいと思います。これ 大塚 75歳まで働くのはあたり前という前提 リアルに自分が望む生き方、「リアルラ を実現してほしいと思います。 失敗して

(聞き手・文/溝上憲文 撮影/中岡泰博)

※2 メインフレーム……主に企業などの基幹業務用システムなどに用いられる大型のコンピュータのこと※3 COBOL……事務処理用に開発された最初期のプログラミング言語の一つ

エルダー(elder)は、英語のoldの比較級で、"年長の人、目上の人、尊敬 される人"などの意味がある。1979(昭和54)年、本誌発刊に際し、(財) 高年齢者雇用開発協会初代会長·花村仁八郎氏により命名された。

2020 December

No.493

●表紙のオブジェ イラストレーター 柳田ワタル (やなぎだ・わたる)

1947年 大阪府堺市生まれ。1970年 多摩美術大学卒業。アニメーション制作会社勤務ののち、1974年よりフリーのイラストレーターとなる。1977年より オブジェ、立体クラフトなどの制作を開 始。90年代からは写真撮影も始める。

CONTENTS

シニア採用で 会社にイノベーションを

総

シニア人材とイノベーション

外部労働市場におけるシニア人材の魅力とは一

株式会社シニアジョブ 代表取締役 中島康恵

特 集

シニア採用におけるミスマッチの防止に向けて 11 解

株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原正紀

15 企業事例① コンピュータシステム株式会社

シニアが持つ知恵と経験を活かし シニアが中心となった新プロジェクトを始動

19 企業事例② 株式会社アイネット

上場を見据えた管理体制構築のため 経験豊富なシニア人材を監査役に招聘

23 企業事例③ 株式会社ボールド

経験豊富なシニアと業務委託契約を結び ITエンジニアを支える「専任コーチ」に

27 企業事例④ 株式会社サラダコスモ「ちこり村」

前職などでつちかった経験を活かし 活き活きと働くシニアが地域を元気にする

リーダーズトーク No.67

ージネスコンサルタント 有限会社エマメイコーポレーション 代表取締役 大塚 寿 ざん 75歳まで働く人生プランを描き 自分が望む"リアルライフ"の実現を

- 30 江戸から東京へ 第97回 老女流作家の意地 清少納言 作家 童門冬二
- 32 高齢者の職場探訪 北から、南から 第102回 栃木県 株式会社ヌマニウコーポレーション
- 36 高齢社員の賃金戦略 最終回 今野浩一郎
- 40 新連載 高齢社員の心理学 加齢で"こころ"はどう変わるのか― 增本康平
- 42 知っておきたい**労働法 Q&A** (第31回) 人事制度の見直し、定年後再雇用制度の改定 家永 勲

- 46 いまさら聞けない**人事用語辞典** 第7回 「昇格・昇進 | 吉岡利之
- 48 えるだぁ最前線 向洋電機土木株式会社
- 53 日本史にみる長寿食 vol.326 風邪に負けるなホウレンソウ 永山久夫
- 54 令和3年度 高年齢者活躍企業コンテスト募集案内
- 56 BOOKS
- 58 ニュース ファイル
- 60 次号予告・編集後記
- 61 65歳超雇用推進助成金のご案内
- 64 イキイキ働くための脳力アップトレーニング! [第42回] シャッフルことわざ 篠原菊紀

※連載「高齢者に聞く 生涯現役で働くとは」、「技を支える」は 休載します

特集

シニア採用で会社にイノベーションを

変化の激しいこの時代において、さらなる会社の成長をうながしていくためには、自社にはない強みを持った人材を外部から採用し、活用していくという視点を持つことも重要となります。

そこで今回は、シニア人材の「採用」をテーマとした特集をお届けします。「シニア採用」というと、慢性的に人手不足の業界での採用活動を想像する人も多いと思いますが、近年では、豊富な知識や経験を頼りに、会社の基幹人材としてシニアを採用するケースも増えてきています。海外プロジェクト経験者、人材育成や経理のプロフェッショナルなど、さまざまな専門性や強みを持ちながらも、活躍の場を求めているシニア人材は少なくありません。会社に進化をもたらす"イノベーション人材"として、シニアの採用を考えてみてはいかがでしょうか。



シニア人材とイノベーショ

-外部労働市場におけるシニア人材の魅力とは

株式会社シニアジョブ代表取締役中島康恵

シニアが活躍中 イノベーションをになう

は数多くいます イノベーションのにない手となっているシニア イメージする方は少ないと思いますが、すでに 「イノベーション人材」と聞いて、シニアを

ることも珍しくありません。そうしたシニアは なかった場合さえあります 通の人物です。本人もそんな成果を確信してい スーパースターのような特殊な人材ではなく普 などを持ち込むだけで劇的な変革が起き、新し ナレッジが少なく、シニアが外部からノウハウ いサービスやソリューションがすぐさま誕生す 中小企業は大企業に比べ、社内のノウハウや

多くの方が思い描くイノベーション人材は、 のではないでしょうか

用についてのイノベーションを起こすことで、 豊富な経験、そして積極性を持ったシニア人材 のへと変わるべきかもしれません。高い技術と チームとして、あるいは仕組みとして進めるも を生み出していく人物かもしれませんが、その だれもがイノベーションを起こせる環境が整う シニアだけでなく、性別や雇用形態に関係なく、 する影響の受け皿整備など、企業側がシニア活 影響を提供しています。むしろ、シニアが提供 営業成績とともに、若い社員へ多くの気づきと います。当社でも70歳の社員がトップクラスの は、すでに職場でイノベーションを生み出して イノベーションは個人主導ではなく、もっと ような人材は世代を問わず稀です。日本企業の 積極的に企画を出し、指揮を執り、社内に革新

シニア人材の特徴は変化している

111

も、変化が起きています。 存在にも気づくことができるというお話をしま すでにイノベーションをになっているシニアの したが、同じようにシニア人材の特徴や魅力に イノベーション人材のとらえ方を変えれば、

見え始めています。 せん。しかしすでに、イメージと異なる傾向も 部労働市場における価値は、いまもなお高い技 の違いから、勤勉、礼儀正しい、我慢強いといっ 術と豊富な経験を持つ即戦力であることです。 た特徴も、それほど変わっていないかもしれま また、現代の若い人材と比べると、受けた教育 もちろん、シニア人材最大の魅力であり、外

気な方が多くいます。
ほどではなく、健康寿命も以前より若返って元いこなします。頭が固い・頑固というのもそれいこなします。頭が固い・頑固というのもそれまのシニアは若者ほどではないにしろ難なく使まのシニアは苦手なイメージがありますが、いて、シニアは苦手なイメージがありますが、い

かなり小さくなりつつあります。考えてはいけません。いまは5代と6代の差はいまのシニアを10年前のシニアと同じように

50代と60代の評価の差は縮まっている。

6代の評価の差も縮まったということです。もちろんいまでも年齢を重ねるごとに折り合う給ちろんいまでも年齢を重ねるごとに折り合う給いれでは6代も50代と遜色なく、むしろスキルや成果に応じて高い給与を実現できるケースも増えています。こうした5代と6代の評価の差は、少子高齢化の進行や、労働力人口の減少と年齢構成の変化を受けて、年々縮まってきてと年齢構成の変化を受けて、年々縮まってきています。

ものが価値だと考える企業も増え、積極的なシという意思があり身近な労働力であることその人材が高い評価を得ていますが、「働きたい」特に、高い技術と豊富な経験を持ったシニア

一ア人材活用を始めています。

あります。

させ代としてシニア世代に価値を見出す企業もあります。個々の事情にもよりますが、子育てあります。個々の事情にもよりますが、子育てあります。個々の事情にもよりもむしろ自由が利などが終わり、若い世代よりもむしろ自由が利などが終わり、若い世代よりもしろ自由が利いです。

直視しなければならない企業もシニアも「変化」を

11155

大手企業のリストラはコロナ禍前から活発化したいこのたように切り捨てたい思惑があり、事実、のある新卒や有能な若手が中心で、60代にかぎのある新卒や有能な若手が中心で、60代にかぎらず50代についても「働かないおじさん問題」※といったように切り捨てたい思惑があり、事実、といったように切り捨てたい思惑があり、事実、といったように切り捨てたい思惑があり、事実、といったように切り捨てたい思惑があり、事実、といったように切り捨てたい思惑があり、事実、といったように切り捨てい思惑があり、事実、といったように切ります。

い方、経験・スキルの整理がされぬまま、見合老後」という十数年前のシニア観を捨てきれな持ち、どうせ無理と諦める方や、「悠々自適なも転職・再就職が可能」という事実にも疑いを一方のシニア人材も、ともすれば「シニアで

わない条件を求める方などさまざまです。

のかもしれません。
「変化についていけない」といういい方は、「変化についていけない」といういい方は、

高年齢者雇用安定法(以下、「高齢法」)においては65歳までの雇用継続の義務、改正高齢法いては65歳までの雇用継続の義務、改正高齢法に減っているなかで若手中心の採用の継続に無に減っているなかで若手中心の採用の継続に無いがないのか、企業は採用戦略を見直すタイミングに来ているといえるでしょう。

考えるべきなのではないでしょうか。 で、定年が伸びて働き続ける人生設計を行う必要があります。むしろ、上の世代のシニアが享要があります。むしろ、上の世代のシニアが享要があります。むしろ、上の世代のシニアが享まるべきな、「貯蓄も年金もあり、定年から健康寿命の平均まで10年近くも余裕がある」ような「豊かでゆとりのある老後」が特殊だったと

ていることです。こうしたシニアの雇用をめぐる変化に対応でき活躍し続けているシニアに共通しているのは、シニアの活用に成功している企業、そして、

※1 働かないおじさん問題……社内の地位や給料に見合った働きをしていない「おじさん」社員がいることで、生産性の低下や、若手社員のモチベーション低下などが懸念されること

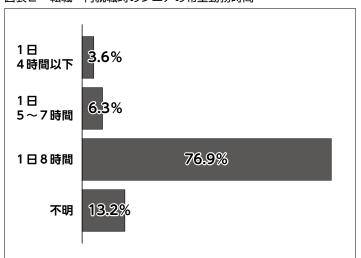
転職・再就職時のシニアの希望勤務日数

図表 1

の働き方は、これまで「無理せず時短で」、「好 のシニア、特に6代前半のシニアの働き方は 働き方を実践しているシニアもいますが、 たイメージでした。もちろんいまでもこうした きなことを仕事に」、「新しいチャレンジ」といっ 化していることにお気づきでしょうか。シニア 例えば、シニアの働き方に対するニーズが変 フルタイムを希望 多くの「働くシニア」は 1.2%

週2日以下 11.7% 週3~4日 80.2% 週5日以上 6.9% 不明

転職・再就職時のシニアの希望勤務時間 図表2



出典:株式会社シニアジョブ「シニアの働き方に関するアンケート」(2019年)

違ったものになっています。

11155

間」とフルタイムの勤務を希望しました 間について約8割が「週5日以上」、「1日8時 門人材会社である当社(株式会社シニアジョブ) の主に50代以上のシニア求職者を対象にしたア い」といった傾向が強まっています。シニア専 資格を活かしたい」、「働けるかぎり一生働きた 業も可」、「正社員希望」、「責任ある立場で、経験 ンケート調査でも、 現在のシニアのニーズは、「フルタイム、残 希望勤務日数や希望勤務時 図表

多く

フルタイムで、

ルタイムでの勤務を望むように、多くの6代も い仕事を求めています。 ますが、事情がないかぎりほとんどの50代がフ す。老後資金の不足という経済面の動機もあり の差が意識の面でも縮まっていることを感じま こうした働き方のニーズからも、5代と6代 なおかつ責任ややりがいの大き

シニアの起業・副業ニーズが拡大

1 1

これまでのサラリーマン像にはない新しい働き 方を希望するシニアも増えています。 また、最新の傾向として、起業や副業など、

大きく変化しつつあります。これまでシニアの が大きな要因と思われます。 と収入を見つめ直すきっかけとなっていること こにさらに新型コロナウイルス感染症の感染拡 リア※が一般的なものとなっていることや、 すが、むしろ、 いった新しい働き方に触れている影響もありま 大が発生し、シニアにかぎらず自らのキャリア これは改正高齢法がフリーランスや起業と シニアの副業ニーズも、旧来のイメージから 以前よりも独立やパラレルキャ

パラレルキャリア……本業の仕事以外に、別の仕事や社会貢献活動等を行い、本業のキャリアと同時に第二のキャリアを築いていくこと

シニア

タイムではないものだったこともあり、

「本業」自体が、

時短や半分趣味のようなフル

同等に力を注ぐ副業に注目が集まっています。ニーズは、「本気」の副業とでもいうような、エーズは、「本気」の副業とでもいうような、本業も責任ある立場で注力したうえで、本業との副業のイメージは「空き時間を利用した」、「未の副業のイメージは「空き時間を利用した」、「未の副業のイメージは「空き時間を利用した」、「未の副業のイメージは「空き時間を利用した」、「未

事をしたいといったケースです。規定で数日しか働けず、空いている日に違う仕ケース、自身はフルタイムで働きたいが職場の業以外での収益を強化するために副業を探すが、自身も事業を運営する経営者が、本

た人材が多いことがわかります。

なく、もっとキャリアや収入を強く意識のではなく、もっとキャリアや収入を強く意識のではなく、もっとキャリアや収入を強く意識のではなく、もっとキャリアの動機は「お小遣起業でも副業でも、シニアの動機は「お小遣

シニア就労はどう変わる?

そうしたなかでもシニア側の意識は確実に、70になるには、残念ながら時間がかかりそうです。 すべての企業が「70歳まで雇用し続ける」状況力義務となります。 しかし、努力義務であり、ご存知の通り、来年4月には改正高齢法が施ご存知の通り、来年4月には改正高齢法が施

わっていくのではないでしょうか。歳まで働くことがあたり前だと感じるように変

不歳まで働き続けられない職場からは、働きだいたいシニアやよりよい条件を求めるシニアが、対応しきれない企業から流出することで、シニアの転職市場はさらに活性化するでしょう。 ひ正高齢法では65歳から77歳までの働き方として、企業が自社で雇用し続けないフリーランスや起業などのパターンも示していますが、シニア自身の希望だけで選べるものではなく、企業がそのための制度を設ける必要があります。このことも「理想の老後の働き方」ではない企業からのシニアの流出につながります。

を早急に整備する必要があるでしょう。めた全年齢に広がると思われます。企業はシニかの採用のみならず、若い世代も含めた採用全動きは、やがてシニアにとどまらず、若者を含動きは、やがてシニアにとどまらず、若者を含

- 人材を評価できない時代へ手 年齢だけでは

ばならないのは皮肉な話で、また、いままで考力ある老後の働き方」を整備し、訴求しなけれれ

にあることでしょう。ければならず、企業の人事は大きな混乱のなかンス化や起業の支援についても考えを巡らせなえたこともないような、シニア人材のフリーラ

転職も増えるでしょう。転職も増えるでしょう。がし、その間にも先行する企業はシニアを規定も短期間でつくり直されるかもしれません。業の試行錯誤は続き、4月までに改定した社内業の試行錯誤は続き、4月までに改定した社内

ではありません。 代だけで、低い評価や安い労働力と考える時代差は、かなり縮まっています。もはや年齢・世

個々のシニアの経歴・スキルを評価し、シニアがら生まれてくることで、イノベーションもまたそな特殊なシニアではありません。シニアの活躍は特殊なシニアではありません。シニアの活躍がいまではありません。シニアの経歴・スキルを評価し、シニ

なかじま・やすよし

解説

シニア採用における ミスマッチの防止に向:

株式会社クオリ ティ・ オブ・ライフ 代表取締役

シニアと企業のマッチングの必要性

1111

が長く働いている都道府県ほど、医療費が少な 健康寿命が延びて、医療費が下がるわけです。 らうことは大事で、働くことで健康が増進され いことがわかります※。 に見てみると、高齢者の就業率が高く、シニア 高齢者の就業率と医療費の関係を都道府県別 やはり、 長く働いても

歩いたりして、 リアを意識して築いていくことができます。 寄与します。まず、 能低下の防止にもなりますし、 して「気を遣う」。これがすごく大事で、 働くことは、三つの面でシニアの健康維持に 「体を使う」。家から出て人と会ったり、 身体の面で健康になります。そ 働くと「頭を使う」。 自分自身のキャ 認知機 人に対 毎日 次

> いくことが大事です。 らず、もっとシニア採用のマッチングを進めて 今回のテーマである「イノベーション」にかぎ が未来に希望を持てます。そういう意味では や医療の社会負担が抑えられますし、 ることができます。社会全体を考えても、 個人が幸せになるだけではありません。企業は ことで、 して気を遣い、 (材不足のなかで戦力を獲得し、 シニアが働くメリットは、 人はメンタル的に健全でいられます。 自分を律したり、 健康寿命が延びて 成長・発展す 社会性を保つ 若者たち 介護

シニア人材とは イノベーションを起こせる

て考えていく前に、大前提として、みなさんに イノベーションにつながるシニア採用につい

> 働き方に対する意識も個人差が大きく、 マッチングは決して簡単ではない、ということ が、イノベーションを起こせるシニア人材 認識しておいていただきたいことがあります。 見極めが重要となります。 マッチを起こさないためには、 です。シニア人材は能力やキャリアはもちろん を起こせる人材として活躍している人はいます それは、 シニア層においても、 イノベーション 採用時の人材の

ろまでは世界で10位以内だったのが、 MD22世界競争力ランキング%は、 たりのGDPを見ても、2002(平成1) を下回り、 には1位でしたが、平成が終わるころには20位 そが日本企業にとっての課題でした。 平成の時代をふり返ると、イノベーションこ いまでは30位以下です。 平成の初 人口1人あ 20位台半 日本の 年ご

厚生労働省『平成24年版 労働経済の分析』より

[%]2

自動車1社のみです。 企業が32社も入っていたのに、いまではトヨタキングも、1989年には世界ベスト5に日本ばまで順位を下げました。企業の時価総額ラン

無視することはできないでしょう。無視することはできないでしょう。その中されなかった企業も少なくありません。その中には、改善こそしてきたなか、日本企業のなかスモデルを革新してきたなか、日本企業のなかなにいたのが、現在のシニア世代であることをを起こせなかったからです。諸外国の企業が多なぜそうなったかというと、イノベーションなぜそうなったかというと、イノベーションなぜそうなったかというと、イノベーション

ワークは、シニアの大きな強みです。
やすったこせる可能性があります。ネットカや専門性や感性を高めてきた人材、あるいは、カや専門性や感性を高めてきた人材、あるいは、カや専門性や感性を高めてきた人材、あるいは、カークをコーディネートしてイノベーションを起こせる人材はいます。現役時代から経営能を起こせる人材はいます。現役時代から経営能を起こせる人材はいます。現役時代から経営能が出ているがにもイノベーション

ほどアイデアを出せる可能性が高いので、そうてくることが多いものです。情報や経験が多いもまでの経験や知識や情報が組み合わされて出造性は、実は天才的なひらめきというより、そまた、イノベーションに重要なアイデアや創

起こせる可能性があります。いう変換力のあるシニアは、イノベーションを

を性が不足しがちな傾向があるのも事実です。 造性が不足しがちな傾向があるのも事実です。 なデジタル対応はその最たるものです。イノるデジタル対応はその最たるものです。イノるデジタル対応はその最たるものです。イノベーティブなシニア人材を採用したいのであれば、キャリア・経験だけでなく、その人がどういう意識を持っているかも見極めて、柔軟な発想や創りを防止する必要があります。

企業が活かすべきシニア人材

これからの企業が活かすべきシニア人材は、大きく二つあります。一つは、管理系または専門系の能力、経験、ネットワークを有する人材です。このようなシニアは、イノベーションが期待できる人材です。もう一つは、ビルの管理、期待できる人材です。もう一つは、ビルの管理、期待できる人材です。もう一つは、ビルの管理、別でした。このようなシニアは、イノベーションが関いているシニアは後者が圧倒的に多く、シルが一人材センターがになっている業務やハローワークで求人が出るのもほぼこちらです。もちろんこれも社会を支える大事な仕事ですので、

シニア人材の活用方法は異なります。材活用の一つです。このように、企業によってそこをシニアにになってもらうこともシニア人

一方、世界の労働者をハイスキル、ミドルスー方、世界の労働者をハイスキル、ミドルスキルの労働者の雇用喪失が起い人材も、中小企業の管理職などに活用の余地が、無用の作業としてリストラクチャリンで起きているかを調べてみると、世界中で、25、機械やAーなど新しい仕組みに置き換わるか、無用の作業としてリストラクチャリング**されていっています。そうしたミドルスキル人材も、中小企業の管理職などに活用の余地がありますが、今後は減少していくことが予想はありますが、今後は減少していくことが予想はありますが、今後は減少していくことが予想はありますが、今後は減少していくことが予想されます。

なお、ここで一つ問題提起したいことがあります。それは、そもそもイノベーションとは何かということです。グーグルやアマゾンがやってきたような、物事をがらっと変え、社会に影響を及ぼす革命的なイノベーションばかりでなく、中小企業などが身の周りの事業でちょっとした新しいことを生み出すのも、イノベーションと考えられないでしょうか。緩やかだけれど確実に変わっていく、改善に近いソフトなイノベーションです。例えば、株式会社モスフードサービスは、シニアを積極採用して店舗運営に活用し、成果を上げました。「モスジーバー」と呼ばれる取組みです。こうしたものもイノと呼ばれる取組みです。こうしたものもイノ

イノベーションにかかわることもできそうです。ベーションととらえるなら、現業職のシニアが

その防止についてシニア人材のミスマッチと

のかを把握する必要があります。れを解消するには、まず双方が何を求めているるけれども、それがマッチしない状況です。こミスマッチというのは、需要もあり供給もあ

現実にはそういう人が少なくないのです。 企業がなぜシニア人材を求めるかというと、先 な かんは、企業のニーズに合いません。 けれども、い人は、企業のニーズに合いません。 けれども、い人は、企業のニーズに合いません。 けれども、い人は、企業のニーズに合いません。 けれども、い人は、企業のニーズに合いません。 けれども、い人は、企業のニーズに合いません。 けれども、の人は、企業のニーズに合いません。 けれども、の人は、企業のニーズに合いません。 けれども、企業がなぜシニア人材を求めるかというと、先 企業がなぜシニア人材を求めるかというと、先 企業がなぜシニア人材を求めるかというと、先 企業がなぜシニア人材を求めるかというと、先

できるかというと、そこまでではなく、ほどほイノベーションをになってバリバリやりたいか、後資金の不安もあり、長く働きたい人が増えています。老通り、いまは元気なシニアが増えています。老一方、個人の側はどうかというと、ご存知の

てもらうなら若い人がいいよ」となります。企業はそんな人は求めておらず、「それをやっどに働きたいという人もいるでしょう。しかし、

このように、シニア人材の採用でミスマッチが起きるのは、求める質の問題なのです。一つはスキルの質。特にデジタルスキルやイノベーションスキルの面で、企業の求めるものとシニアが保有しているものが合わないケースです。二つ目はマインドの質。イノベーションを起こすには、かなりハードに考えたり折衝したりしなければなりませんが、そこまでハードにやろうと考えていないシニアになると体力的にも、若い人と同じようにハードに働くのはむずかしくなります。これら三つの質の食い違いが随所に見られます。

事例です。

事例です。

ます。私がまず思い浮かぶのは、ライフネットます。私がまず思い浮かぶのは、ライフネットます。私がまず思い浮かぶのは、ライフネットます。私がまず思い浮かぶのは、ライフネットます。私がまず思い浮かぶのは、ライフネットます。私がまず思い浮かぶのは、ライフネットます。と話者のパワーのよい面がかみ合った、まさにイノベーションを起こしました。シニアと若者のパワーのよい面がかみ合った、まさにイノベーションの好きを表す。

うすればよいでしょうか。 では、マッチングの可能性を高めるには、ど

改善が重要です。取り巻く社会の三者それぞれの理解促進や行動は成立しません。企業と個人の双方と、それをマッチングというのは、どちらか片方だけで

でしょう。

改善事例はあまりありません。

な、多くの事例があります。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、ます。近年は人手不足が続いていたこともあり、

方、個人側も、もっと企業のニーズをよく

知ったうえで、自分の能力をどう活かすかを考える必要があります。自分のキャリアデザインは大事ですが、市場性も考えないと、思うようは大事ですが、市場性も考えないと、思うようわなくても、「育てればいい」と採用します。しかし、シニアにそこまで手をかけるかというと、伸びしろの問題もありますし、働ける期間・能力の柔軟性の問題もあるので、そうはいきません。現有能力でのマッチングが必要です。

まさりよしては、シニアが長く元気に、社会の土組みよしては、シニアが長く元気にいる等えることが大事です。そうすることで、リアデザインをするべきです。そうすることで、リアデザインをするべきです。そうすることで、開発やマインドセットを見直し、求められる市開発やマインドセットを見直し、求められる市場がやマインドセットを見直し、求められる市場ができます。

度も整備していくことが求められます。善をうながす仕組み、マッチングをうながす制め要です。リカレント教育や、企業側の経営改働ける働き方や環境の整備、周囲の理解促進が

マッチング事例シニアのイノベーション人材の

私が代表を務める株式会社クオリティ・オブ・

をご紹介したいと思います。
がかかわったシニア人材のマッチングの好事例がかかわったシニア人材のマッチングを行う「生涯プロ材と中小企業とのマッチングを行う「生涯プロライフでは、専門性が高く経験豊かなシニア人

高知県のある中小企業では地元の食材を使ったよい商品をつくっており、それを全国に広めたよい商品をつくっており、それを全国に広めたが、伸び悩んでいました。その会社に紹介したが、伸び悩んでいました。その会社に紹介したのが、大手食品メーカーでヒット商品の開発やマーケティング・販売戦略を立てて社長にり、マーケティング・販売戦略を立てて社長に紹介マーケティング・販売戦略を立てて社長に紹介です。いまではその人が持つなットワークを活かして流通会社を紹介したり、マーケティング・販売戦略を立てて社長に高い効果を上げています。

ます。 もかかわり、経営力を高めるサポートをしていたケースでは、その人が社長に対して経営のアたケースでは、その人が社長に対して経営のアカリカのでは、その人が社長に対して経営のアカリカのでは、80歳のシニア人材を中小企業に紹介します。

り方も有効です。イノベーションのメカニズム外部からアドバイザー的にかかわってもらうやは、「採用」という形だけでなく、このようにシニア人材をイノベーションに活かすうえで

おわりに

Ξ

イノベーションが大事だということは論を俟れていでしょう。経営者も社員も、もっとイノたないでしょう。経営者も社員も、もっとイノかで、シニアの持っている経験やネットワーク、「世のため人のため」というようなマインドを含めて、シニアの力を活かしていくことができるはずです。企業のみなさんには、若者の嫌がる仕事にシニアを活用するだけでなく、経営などの領域で直接的・間接的に力を発揮してもらえるようなシニアの活かし方を考えていっていただくことを期待しています。

はら・まさのり

株式会社クオリティ・オブ・ライフ代表取締役、高知大学経営体式会社クオリティ・オブ・ライフ代表取締役、高知大学経営経過委員・客員教授、成城大学非常勤講師。早稲田大学法学部協議会委員・客員教授、成城大学非常勤講師。早稲田大学法学部は仰代で決めなさい』(徳間書店)、『人が集まる、定着する! 会社の採用』(すばる舎)など著書多数。

3カ月間の研修を受けてもらいますが、2週間

の転職者を積極的に採用しています。入社後は

目ぐらいから実習型の実務研修によってITス

同社人事部の長谷川瑠華氏は「高卒者や他業種

社員は85人。そのうち9割が未経験者採用だ

独自の一T技術者育成プログラムを持つ。

企業事例

コンピュータシステム株式会社(東京都新宿区)

シニアが中心となった新プロジェクトを始動 シニアが持つ知恵と経験を活かし

年齢に関係なく自発的な 行動・成果を評価する社風

キルを修得し、研修後は実務経験を経て数年で

支援をはじめスマートフォンアプリのソフトウェ がコンピュータシステム株式会社だ。1990 そんな思いでシニアの戦力化を実践しているの ア開発など幅広い事業を展開している。 で弊社の発展に尽力していただきたい――」。 ム開発やネットワーク構築と運用、サイト運営 (平成2) 年に創業し、ITインフラのシステ 「シニアの方が持つ多くの経験と多くの人脈

用に切り替わる。だが、同社の平均年齢は30歳 ライアル期間があり、その間の派遣人件費や交 経験やノウハウを活かして仕事をしたい6歳以 通費は都が負担し、お互いに合意すれば直接雇 業を仲介・支援する事業だ。最長2カ月間のト 上のシニアと、その経験や知識を活用したい企 前後と若い社員が多い。なぜ65歳以上のシニア 人材を獲得しようとしたのか。 「東京キャリア・トライアル6」に応募した。 人前のエンジニアに成長します」と語る。 その同社が2019 (令和元) 年、東京都の

してくださる人がいたらいいなと思って東京都 ちは営業がメインだったので、営業以外で活躍 を活かす方法は心得ています。ただ、その人た している実績があり、シニアが持つ経験や知見 「もともと0歳以上のシニアを3人ほど採用

> を通じて募集しました。特定の職種にかぎらず、 同社の定年は65歳。65歳以降の再雇用制度も

HACCP事業プロジェクト シニア人材が提案した

同社のトライアル期間は3週間。そこでシニ

求められる社風でもある。 制度を採用している。その点では年齢に関係な 売上げなど成果に応じて支払われる成果型報酬 体系はシニアを含めた全社員に、基本給以外は ワークも可能だ。もう一つの特徴として、賃金 できる柔軟な仕組みにしている。またリモート ができる人材』を探していました」(長谷川氏) 動くのではなく、自分で動いて仕事をつくること く自発的に行動し、自ら成果を生み出すことが あり、勤務体系は個人で働く時間や曜日を選択 『会社の業務の拡大に貢献でき、こちらの指示で

るためにHACCP導入に力を入れていた。 の衛生管理手法である国際標準の「HACCP」 のスマートフォンアプリの開発と販売であっ のスマートフォンアプリの開発と販売であっ ででの食品事業者にHACCPに沿った衛生 管理が求められる。その需要に加えて当初はオリンピックに合わせて海外旅行客が増えること を見込んで、政府も日本の食の安全と安心を守るためにHACCP導入に力を入れていた。

ジェクトのプロジェクトリーダーの林賢さん 管理などの作業は、食品事業者にとってハード ア塾」の第一期生だ。 2人とも東京都が65歳以上のシニアの「学び直 アーキテクトの加納俊之さん (66歳) の2人だ。 されている。その立役者がHACCP事業プロ 開始し、会社にとっても有望な事業として期待 **圭一社長も共感し、開発がスタートした。その** の作業も容易になるという提案に、同社の田村 などを駆使したシステムアプリを開発すればそ ルが高い。しかし、スマートフォンの画像記録 しの場」として開設した「東京セカンドキャリ たすけHACCP」と名づけたアプリの販売を 結果、見事に開発に成功。 今年11月中旬から 「お (67歳) と、同プロジェクト商品開発リーダー とはいっても食品・食材の細かい検査や記録

過去の経験を活かし活躍 2人のスペシャリストが

林さんは大手オフィス家具メーカーでインテ45歳のときに自ら顧客向けのワークスタイルデザインやICTを含む総合提案部署をつくり、ザインやICTを含む総合提案部署をつくり、ザインやICTを含む総合提案部署をつくり、ボースにはよったく違う業界の産業給食会社キャリアとはまったく違う業界の産業給食会社が、時間的余裕もあって東京セカンドキャリアが、時間的余裕もあって東京セカンドキャリアが、時間的余裕もあって東京セカンドキャリアとはまったく違う業界の産業ので見を回いた。

での品質管理の経験にあった。
(CPアプリを提案した。その原点は給食会社林さんはコンピュータシステム入社後、HA

管理の外部監査を行う会社で、スポットアドバーでは、56歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で顧問になってからも、飲食店の衛生を、65歳で関係をしていた会社にも再雇用制度はあったのが、いましている。

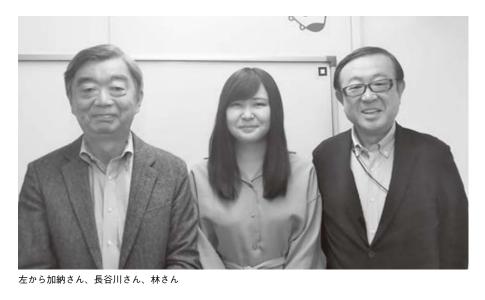
国200カ所を回りました」イザーとして働き、1年間にわたって16社・全

同社を選んだのは「シニアでも一緒に夢が見られる会社です。自分で企画したものでどんどられる会社です。自分で企画したものでどんどられる会社です。自分で企画したものでどんど会話のなかでセカンドキャリアの5年間で担当会話のなかでセカンドキャリアの5年間で担当していたHACCPが現場に浸透していない状況を実感し、システムアプリの開発を提案した。もう1人の加納さんは大手電機メーカーで産業オートメーションを制御するコンピュータシステムの商品開発に長年従事してきたシステムアコンジニア。管理職を経て定年後再雇用で働き、エンジニア。管理職を経て定年後再雇用で働き、エンジニア。管理職を経て定年後再雇用で働き、エンジニア。管理職を経て定年後再雇用で働き、コンジニア。管理職を経て定年後再雇用で働き、高税で退職した。

「再雇用が満了になり、たまたま東京都のセガンドキャリア塾の募集が目にとまったのです。 力ンドキャリア塾の募集が目にとまったのです。 おい出めました。できればこれまでの経験を多思い始めました。できればこれまでの経験を多いでも活かせるようなところがあれば勤めてみたいと思い、過去の経験を一番活かせる可能性が高いこの会社を選びました」

なった。 HACCPのシステム開発を手がけることにそして同社のインターン中に林さんと出会い、

中心にやってきたのでーTを使うのは大好きで 自分一人では不安ですし、専門家の加納さんと システムの仕様書も作成したことはありません。 すが、プログラミングができるわけでもないし、 緒にやるのが一番よいと考え、インターン中 林さんは「私はマーケティングやデザインを



フラットな評価制度

り若い。メンバーとの連携やコミュニケーショ 2人を入れて10人。当然、ほかの8人は2人よ ンはどのようにとっているのか。 ロジェクトチームが立ち上がった。メンバーは 発担当の加納さんを中心とするアプリ開発のプ

い合える関係を築けています」(加納さん) 共通の目標が一致しているからこそ、何でもい 大事だと思います。よい製品をつくろうという ないこともあります。でもそうしたプロセスが では』といろいろな意見が飛び交い、まとまら あしたらよい』、『いや、こっちのほうがよいの グをつくってもらう。つくりこむ際には、『あ です。それをもとに若い人たちにプログラミン 「私の役割はシステムの仕様を作成すること

んはコミュニケーションに支障はないという。 コロナ禍でWeb会議も増えているが、林さ

が、こちらが呼びかければすぐに反応してくれ mの会議では全員が顔や音声を消しています 若い人も開発がやりやすいと思います。200 が、新たに200mが入り、私もそうですが、 「もともとリモートワークができる会社です に一緒にやらないかと誘ったのです」と語る。

ます」 林さんが何より高く評価するのは、社員の仕

事に向き合う姿勢だという。

若い社員との垣根をなくす

こうして事業企画担当の林さんとシステム開

雰囲気があります」 若い人も含めてゴールに向けて一致団結できる 以外の報酬を得て収入を増やしていくために ネジメントが普通ですが、この会社では基本給 ウンで目標達成を部下に命じる目標管理型のマ けません。報酬方針がシンプルでわかりやすく、 ために自分は何をすればよいかを考えないとい 「一般の企業だと事業目標に対してトップダ それぞれの社員が立場に関係なく、売れる

は

埋めてもらい、直接教えてもらえるのでよい刺 場を超えてコミュニケーションできる関係を築 激になっています」と語る。 らいたくてもいままで教えてくれる人がいませ 逆に年長の社員がほとんどいないので教えても 長谷川氏は「20代、30代の社員は多いのですが、 いている。若い社員はどう受け止めているのか。 んでした。2人がいらっしゃってからその穴を こうしたフラットな組織だからこそ年齢や立

知識やスキルを活かし働くことが 〝働きがい〟を 〝生きがい〟 にする

リへの期待は大きい 2人が中心となって開発したHACCPアプ

が低い。これならスマートフォンを使ったソフ とになりました。B基準も一つひとつチェック B基準という二つの規格に分けて実施されるこ 会社も同じでほとんど浸透していません。そこ て、見える化、され、飲食店・給食会社も安心 トウェアを開発できれば、記録やデータがすべ かりますが、A基準に比べると比較的ハードル シートに記入し、記録を保管するなど手間はか 者向けのA基準と、規模の小さい飲食店向けの で厚生労働省は大規模な大量生産型の食品事業 た。これは私がいた会社だけではなく、ほかの のですが、現場の抵抗が強く実現しませんでし ルをHACCPに引き上げたいと画策していた とになります。実は前職時代に衛生管理のレベ で忙しい保健所が、いずれ指導・監査で回るこ CCPの導入が求められますが、いまはコロナ してHACCPを導入できると考えたのです」 「2021年6月からすべての飲食店でHA

入している。 社は法人営業部隊として新たに3人の社員を投計画も策定し、売上げ目標も設定している。同月額利用料を同社に支払う仕組み。すでに事業れば利用できるなど手続きも簡単だ。事業者はれば利用できるなど手続きも

「社長の『営業もできるSE(システム・エ

大は私のプロジェクトに加わってもらっています。私は営業のプロではありませんが、過去にす。私は営業のプロではありませんが、過去にす。私は営業のプロジェクトに加わってもらっています。私は営業のプロではあります。この事業を成功させるには初期営業も重要です。会議で話をしているとみんな意欲があり、十分にいけるのではないかなと思っています。私のような年を重ねた人間は、事業から得られる自分の利益を重ねた人間は、事業から得られる自分の利益を重ねた人間は、事業から得られる自分の利益を重ねた人間は、事業から得られる自分の利益を重ねた人間は、事業から得られる自分の利益がルになってくるのかなと思います」(林さん)がルになってくるのかなと思います」(林さん)が別されています。それがいずれ生きがいのレベルになってくるのかなと思います」(林さん)が別されています。それがいずれ生きがいのレベルになってくるのかなと思います。人は私のプロジェクトに加わってもあり、3

「何より自分がこれまでやってきた経験が活きていることに満足しています。仕事のうえできていることに満足しています。仕事のうえできるだけ多く書いて、それを見て何かを得てできるだけ多く書いて、それを見て何かを得てできるだけ多く書いて、それを見て何かを得てできるだけ多く書いて、それを見て何かを得てできるだけ多く書いて、それを見て何かを得ているという気持ちが持てます。仕事のうえでいいと思っています。そういう形で互いに補足しいと思っています。そういう形で互いに補いした。

シニアが無理なく働ける環境を整備柔軟な勤務体制を整え

見せたといえるだろう。 PO団体を主催し、ソーシャルアートビュー(目 時間は独自の活動もしている。林さんは自らN 間を割と自由に選べることも魅力です。65歳を ションの起爆剤になることを具体的に証明して 働きがいを獲得し、結果として企業のイノベー る能力を十二分に発揮することで、あらためて い。林さんと加納さんは同社と出会って、持て 鑑賞)活動を行っている。また、加納さんは老 ちもありますし、1日6時間週3日というのは 過ぎるとそんなに無理をしたくないという気持 は当然、蓄積された知恵と経験を備えた人も多 いるという。しかし、そうした人たちのなかに たちは65歳を過ぎると働かなくなる人が増えて の不自由な方と晴眼者がともに見る対話型絵画 ありがたい」と語る。実は2人は勤務日以外の 1日6時間、週3日勤務。加納さんは「就業時 力は、働き方の柔軟さにもあるという。ともに 人ホームでのボランティア活動を行っている。 林さんの学生時代の同期や会社の同期の友人 林さん、加納さんの2人にとっての同社の魅

企業事例 2

株式会社アイネット(東京都千代田区)

経験豊富なシニア人材を監査役に招聘 上場を見据えた管理体制構築のため

損害保険・生命保険会社の 顧客管理システムを開発

を受託している。 シティ内に本社を構える。主な取引先は大手損 ら徒歩1分に位置する複合施設・御茶ノ水ソラ ウェア・システム開発会社。JR御茶ノ水駅か 年に創立された、今年23年目を迎えるソフト する企業および個人の顧客管理システムの開発 害保険会社や生命保険会社で、保険会社が保有 株式会社アイネットは、 1 9 7 (平成9)

り起こし、顧客とともにオーダーメイドの開発 を行って信頼関係を構築してきた。 る。またていねいなヒアリングにより課題を掘 ミング言語を使った独自のシステム開発にあ 同社のシステム開発の強みは、 長年つちかったノウハウと豊富な実績を誇る 特殊なプログラ

> どいる社員の9割近くはシステムエンジニアも うえ、工数においてもシステム規模に合った適 して技術的なサービスを提供している。 アの余暇の確保につながっている。100人ほ 正なスケジュールを組むことができ、エンジニ 内大手の保険会社との直接取引は収益性が高い しくはプログラマーで、その大半が客先に常駐 同社は案件に直接取引が多いのも特徴で、国

務められる人材が必要に 株式上場に向け常勤監査役を

場を数年後に見据え、目下組織を再編中だ。2 堅実な成長を遂げてきたアイネットは、株式上 せ子会社化した。今後2~3社が参画する予定 を設立し、アイネットの株式を100%移転さ 017年に持株会社としてアンドモア株式会社 創業以来、安定した経営状態を維持しながら、

> 話す。 不可欠と考え、東京証券取引所での株式上場を 浦元康彦氏は、上場計画について「収益を上げ である。執行役員総合企画室長兼管理本部長の 題になります。それには会社の信用度の向上が るためには、直接受注をさらに増やすことが課 士気がさらに高まることも期待しています」と 目ざして取り組んでいます。上場により社員の

とになる。 としての社会的責任が増大するとともに、 投資家保護の観点から上場会社としての適格性 が確保できるなどのメリットもあるが、一方で 営の実践など、さまざまなことが要求されるこ 情報のタイムリーな開示やコンプライアンス経 が求められる。つまり、パブリックカンパニー とで資金調達力や認知度が向上し、優秀な人材 株式上場には株式の市場流通が確保されるこ



た。

しかし、

監査を行って体制を整えられる人材

本社受付。持株会社であるアンドモアのオフィスも兼ねている

N

監査役を置かなくてはならない。新興市場への なるため、内部監査の専任者を置く必要があっ ことも珍しくないが、同社の場合は直接上場に 部門などの担当者が兼任しチェック体制をしく 上場であれば専任担当者は置かず、 仕組みづくりが必要になる。また、常勤の内部 トガバナンスの整備など、不正や不祥事を防ぐ 上場審査を通るために、 当面は上場企業として適格かどうかを定める 内部統制やコーポレー 総務や法務

る人材を外部から迎えることが近道だ。 てむずかしい。こうした場合、監査を担当でき えることができる人材を社内に見出すのは極め れる中小規模の企業においては、

シニア人材のマッチング支援サービス 東商人材情報プラザ」を活用

る、主に50歳以上の中高年キャリア人材の移動 のマッチングを行っている。 いる企業と、シニア人材を保有する大手企業と を支援する事業だ。即戦力となる人材を探して ビスが、「東商人材情報プラザ」である。 人材情報プラザ」は、東京商工会議所が手がけ そこでアイネットが活用したマッチングサー 「東商

理・財務など、いわゆるホワイトカラーの分野。 自社の経営基盤の強化が期待できる。 材を出向や転籍という形で受け入れることで、 企業は精力的で経験豊富なシニアのキャリア人 究開発、技能・製造関連、人事労務・総務・経 対象職種は営業関連、管理・事務、技術・研

方、ベテラン人材を保有する大手企業は、

ザに登録している大手企業 (人材保有企業) は 躍を支援することができる。東商人材情報プラ 取組みを知ったことからであった。 2020 (令和2) 年5月時点で23社を数える。 シニア社員に適材適所の再就職先を紹介し、 て副会長を務める縁で、東商人材情報プラザの 本郷滋氏が、東京商工会議所千代田支部におい 経緯は、 アイネットが東商人材情報プラザを利用した 同社とアンドモアの代表取締役である 活

比べて、実務力のある現場のリーダーが求めら

監査体制を整

る人材を養成することに注力する大規模企業と が社内にはいなかった。マネジメント能力のあ

センター副主査の細井悠輔氏は、 て次のように説明する。 東京商工会議所の人材・能力開発部人材支援 同事業につい

なポイントです」 という点は、同事業におけるマッチングの重要 て交換する場としてイベントを行っています。 しています。双方がしっかり情報を伝え合える できる絶好の機会になっていて、年に4回開催 有企業の人事担当者が求人に関して情報交換が それが『人材情報交換会』です。企業と人材保 ない情報も多く、そうした情報を実際に面談し 富さですが、紙の求人票の枠だけでは伝えきれ 「東商人材情報プラザの魅力は求人情報の豊

は2021年3月5日に開催される予定だ。 2020年6月1日、第2回が9月18日に開催 され盛況に終わり、第3回は12月4日、第4回 2020年度の人材情報交換会は、第1回が

のマッチング実績は7件である。 でも手数料がかからないとのこと。 商工会議所会員企業であれば採用に至った場合 「東商人材情報プラザ」のサービスは、 なお、 東京

キャリアや経験 + 「人間性」 シニア人材採用のポイントは

と大手小売業界などで代表取締役や役員を歴任 い人材のポイントは「人間性」だと話す。 にたずさわった経験があり、企業が再雇用した なった社員に対して、再就職先を見つける支援) 商社出身の人物に決めた。浦元氏自身、もとも けた。そのなかから、監査業務の経験が豊富な 票を登録し、複数の企業から候補者の紹介を受 ていた浦元室長は、 社内監査で管理体制を構築できる人材を探し アウトプレースメント(人員の削減対象と 東商人材情報プラザに求人

囲気がまったくありませんでした。社長とも面 社の監査役にも就任していて、包括的に監査役 も進めています。アイネットだけでなく持株会 させてもらっており、社内プレゼンなどの準備 く、当面の管理体制における構築プランを充実 談したうえで正式に決定となりました。さっそ た。何よりたいへん温厚な人柄で、威圧的な雰 いながら、実務経験が豊富なところが魅力でし 「今回監査役に就任した方は大企業出身者で

をになっています.

歩んできたエキスパート。その間イギリス、オ

日本有数の大手総合商社で41年間、

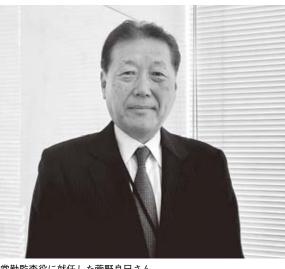
財務分野を

ランダでの海外駐在経験もあり、海外法人のC

となっている。 報を、無料で連携企業に情報提供するサービス に50代以上のキャリア人材を対象とした求人情 した実績もある。 を利用し、シニア世代の経理担当者1人を採用 する再就職支援事業「キャリア人材Next」 ちなみにアイネットは東京商工会議所が展開 同事業は再就職を検討する主

中規模企業の管理体制づくりに 「役に立てるなら」と参画を決める

常勤監査役に就任した菅野良巳さん (3歳) は、 2020年8月にアイネットとアンドモアの



常勤監査役に就任した菅野良巳さん

いう。 ジェクト・マネージャーを務めたこともあると で語る。アイネットへの転職の決め手は「私で おもしろいのです」と、菅野さんは柔和な表情 事は立ち上げこそたいへんですが、それもまた 規模で内部監査体制が未整備な専門商社にも出 社のグループ企業に出向。3年間、子会社の監 基幹システムの開発プロジェクトにおいてプロ F〇や社長を歴任した経歴を持つ。また、財務 お役に立てるのならば」という気持ちからだと れらの異文化・未成熟な会社での内部統制の仕 向し、内部統制の業務にたずさわりました。こ 企業文化が異なる会社や、親会社が買収した小 査部で内部監査体制の構築・運営にあたった。 にたずさわり、60歳を迎えた2017年から同 いう。6年前に本社の監査部に異動し内部監査 「合併した元・大手メーカーの子会社のような

う。2020年の2月ころから在宅勤務に切り ように監査先へ直接足を運んで現場を視察した 上のデータチェックなどに限定されて、従来の 替わり、行える監査業務は証憑書類やシステム 染症の感染拡大も大きなきっかけになったとい また、今回の転職は、新型コロナウイルス感

活用して、シニア層の活躍を推進している。ニーズとのマッチングを目的としたシステムをられており、シニア人材とグループ内外の求人はシニア人材のためのカウンセリング課が設けなお、菅野さんが勤めていた商社の人事部に

でいただいにでは、 を強いて、アイネットとアンドモアの常勤総会において、アイネットとアンドモアの常動 に、社外の人間の視点から、「入社前に、社外の人間の視点から、「入社前に、社外の人間の視点から、「入社前に、社外の人間の視点から、「八社前に、社外の人間の視点から、「八社前に、が、「これといった仕い、アイドリング期間とされたそうだ。自ら申し出て設けた準備期間だが、「これといった仕り出て設けた準備期間だが、「これといった仕り出て設けた準備期間だが、「これといった仕り出て設けた準備期間だが、「これといった付」と謙遜する。

囲気などを俯瞰して、組織をよりよくするためを指摘するだけではなく、経営状況や現場の雰監査とは、ただ経営活動を点検して駄目な点

の提案をすることも重要な役割だが、「残念なの提案をすることも重要な役割だが、「残念なの提案をすることは否めません。ですが、 これから成長していく会社においては、監査のこれから成長していく会社においては、監査の は摘が次のステップへとつながるアドバイスに なることが多く、プラス志向の仕事ができます」と笑顔で話す。

必要で、取り組むべき仕事は多いようだ。 いて説明する必要があります」と、社員教育も になることも多い。株主を中心とした外部利害 になることも多い。株主を中心とした外部利害 でがらだ。「長年問題がなかった記帳の仕方がな がらだ。「長年問題がなかった記帳の仕方がな だががで、なぜ経理業務の負担が増えるのかを、 ただ押しつけるのではなく、ていねいにかみ砕 ただ押しつけるのではなく、でいねいにかみ砕 ただ押しつけるのではなく、でいねいにかみ砕 になることも多い。株主を中心とした外部利害 を適時開示する義務が生じる がはであれば問題がな

管理体制のための社内規程の策定について は、「器にあった規程、つまり会社の規模にあった規程が大事だと考えています。いまは100 人規模の会社ですが、今後も順調に成長していくと見込まれ、300人規模になったとき、1 ので変更が必要になります。そのときにスムーので変更が必要になります。そのときにスムーズな対応ができるよう、柔軟性のある規程をつくることを目ざしています」と話す。

つちかった経験と人間性で会社に貢献監査役でも「新人の心構え」をもって、

は会社の2駅手前で降りて歩いている。 でみなさんと同じ目線で会社のやり方を身に 員のみなさんと同じ目線で会社のやり方を身に という。 会社に加わったばかりの新人として、社 ます。会社に加わったばかりの新人として、社 ます。会社に加わったばかりの新人として、社 また、健康維持・体力づくりのため、通勤時に また、健康維持・体力づくりのため、通勤時に

組みを整え、健全な経営体制を目ざしていく。ガバナンスの整備など、不正や不祥事を防ぐ仕化し、改善プロセスで内部統制やコーポレート後はその基準をクリアするために管理部門を強と場の審査基準は厳格に設けられており、今

企業事例 3

株式会社ボールド(東京都港区)

ーTエンジニアを支える「専任コーチ」に経験豊富なシニアと業務委託契約を結び

定年まで現役で働ける会社に業界の「35歳・40歳定年説」を覆し

同社が目ざしているのは、「定年まで現役でる。定年年齢は65歳。65歳以降も雇用を希望する。定年年齢は65歳。65歳以降も雇用を希望する場合は、契約社員として雇用を継続する。平均年齢は36歳。近年は新卒採用にも力を入

ち上げた。
ち上げた。
ち上げた。
ち上げた。
ち上げた。

「日本のIT業界では、SEやプログラマーまで働ける会社はほとんどないといってよいでまで働ける会社はほとんどないといってよいでしょう。新しい技術を学ぼうとしない中高年エンジニアがいるのも事実ですが、40歳を超えると、『年上は扱いづらい』などといわれ、現場から外されてしまうためです。もちろん、プロジェクトマネジャーを目ざす人もいますが、『マネジメントは苦手だけれど、技術で生きていきたい』という人の道が閉ざされています。そのたい』という人の道が閉ざされています。そのたい』という人の道が閉ざされています。そのたい』という人の道が閉ざされています。そのたい』という人の道が閉ざされています。そのとに憤りを感じ、そういう会社がほとんどなことに憤りを感じ、そういう会社がほとんどな

げました」(澤田社長) いのなら自分でつくろうと、この会社を立ち上

成長していける仕組みを用意社員が自ら目標を立てて取り組み

①自ら目標を立てさせ、結果を評価に反映は、いくつかの特徴的な制度をつくり上げた。躍するには何が必要かを考え抜いた澤田社長エンジニアとして幸せをつかみ、定年まで活

の高い目標を掲げて達成しないと評価が下がるの応募がある。その理由を澤田社長は「評価制度が他社との差別化になっている」と明かす。一度が他社との差別化になっている」と明かす。一度が他社との差別化になっている」と明かす。一度が他社との差別化になっている」と明かす。一度が他社との差別化になっている」と明かす。一度が他社との差別化になっている」と明かす。一度が他社との差別化になっている」と明かす。

い例も多い。 係が明確でなく、評価結果に納得感が得られながあげられる。また、目標と評価・給料との関ので、そこそこの目標を立てるようになること

一方、同社は絶対評価で、「評価がAだったら○○円昇給する」と決まっている。また、高ら○○円昇給する」と決まっている。また、高い目標ばかり立てなければならないわけではなく、「今回は中くらいの目標二つ、低い目標二つによって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価によって達成したときの点数は異なるが、評価との関係が明確でわかりやすい。目標の内容もとの関係が明確でわかりやすい。目標の内容もとの関係が明確でわかりやすい。目標の内容もとの関係が明確でありませい。

②自主参加型研修「感動大学」

いってもらう考えである。 目標を達成していく実力を身につけさせるため、毎日20~22時に、「感動大学」という自主め、毎日20~22時に、「感動大学」という自主め、毎日20~22時に、「感動大学」という自主ので技術力と人間力を高め、主体的に成長していってもらう考えである。

③意欲を高める帰社日「BOLDay」

に行っているのが、「BOLDaY」と呼ぶ帰帰属意識や自ら学ぶことも必要だ。そのため

普段は各々の担当企業に常駐している社員たちが、毎月第3金曜日の夜に集まる。そこで行ちが、毎月第3金曜日の夜に集まる。そこで行ちが、毎月第3金曜日のではまる。そこで行ちが、毎月第3金曜日のでは、単している社員た

係も生まれた。いろいろな人とのコミュニケーション・人間関いろいろな人とのコミュニケーション・人間関その結果、帰属意識や自ら学ぶ意識が高まり、

成長を支援する「専任コーチ制度」経験豊富なシニアが一人ひとりの

「学生の間、どうして勉強やスポーツをがんもう一つ必要と考えたのが「コーチ」の存在だ。へを得ていく評価制度、主体的に学べる環境、スを得ていく評価制度、主体的に学べる環境、

ま制度』をつくりました」(澤田社長) 手制度』をつくりました」(澤田社長) を発験豊富なシニアがコーチとなる『専任コーチ制度』をつくりました」(澤田社長) を入にはコーチがいません。上長はいますが、大いのが、教師や監督、コーチです。しかし、社たのが、教師や監督、コーチです。しかし、社会人にはコーチがいません。上長はいますが、大力がいまが、大力ができていないのです。だから、自分では一般、大力ができていないのです。だから、人生経験豊富なシニアがコーチとなる『専任コーチ制度』をつくりました」(澤田社長)

例のミーティングだけでなく、メールやチャッツー・マンで成長を後押ししていく。まず行うのは目標設定のサポート。同社では半年に一度、3年後のありたい姿を掲げ、それに向けて直近だが、その目標が適切か、数値化できる具体的だが、その目標が適切か、数値化できる具体的だが、その目標が適切か、数値化できる具体的だが、その目標が適切か、数値化できる具体的だが、その目標が適切か、数値化できる具体的だが、その目標が適切か、数値化できる具体的だが、その目標が適切か、数値化できる具体的に対して、月1回、個別ミーティングを行ってとをがんばるといいよ」などと助言する。そして、月1回、個別ミーチが確認し、「こういうことをがんばるといいよ」などと明さなと、メールやチャッカに対して、カー・マンで成長を後押ししていく。まず行うツー・マンで成長を後押ししていく。まず行うのは目標を定めている。

伝える役割もになっているのだ。

は表に上げる。だれがどんなことで悩んでいるか、それに対してどう指導したかを社長が把握か、それに対してどう指導したかを社長が把握か、それに対してどう指導したかを社長が把握か、それに対してどう指導したかを社長が把握が、それに対してどう指導したかを社長が把握が、それに対してどう指導したかを社長が把握が、それに対してどうがどんなことで悩んでいるが、それに対しているのだ。

うではなく、若い人と正面から向き合い、腹をには、正直、ふんぞり返って来る人もいます。そ集し、澤田社長が自ら選考する。「応募者のなか業界経験、マネジメント経験があるシニアを募業の場所として、



澤田敏社長(左)とコーチの榎恒久さん(右)

「おせっかい」なコーチ陣が

エンジニアの成長を本気で後押し

にしていると自分の脳にもよくない」と、61歳発会社で役員を務めた。60歳で引退したが、「暇社し、57歳まで勤め上げた後、ソフトウェア開対したが、「野職メーカーにSEとして入りを卒業後、大手電機メーカーにSEとして入

期退職した58歳、最年長者は76歳である。割って話し、ダメなときは本気で叱ってくれる人、愛情をもって信頼関係を築く人間力のある人、愛情をもって信頼関係を築く人間力のあるり、それをどうにかしたいという思いに共感してくれていることも大事です。また、ねらっているわけではありませんが、それなりの規模の仕事をしてきた人が選ばれており、結果的に多くの方が大手企業出身です」と澤田社長はいう。現在は20数人のコーチが活躍しており、そのうち3人が女性。1年ごとの契約更新で、上限年齢は定めていない。最年少者は大手企業を早期退職した58歳、最年長者は76歳である。

を目安としている。 出勤日数は週1~3日程度。1人1時間ずつ、1日に3人前後と面談をする。1日に面談できるのが3人くらいなので、各コーチが受け持つるのが3人くらいなので、各コーチが受け持つ。

ダーの一人でもある。
ダーの一人でもある。
ダーの一人でもある。
のときに新聞広告を見て同社に応募した。当時のときに新聞広告を見て同社に応募した。
いまは
はコーチと営業支援の2職種でシニア人材を募
はコーチと営業支援の2職種でシニア人材を募
はコーチが入ってきたときに指導するリー
が一の一人でもある。

「初めは12人を担当し、週1回出社して1日 3人と面談をしていました。面談の準備として、 ま前に本人とやり取りをし、進捗状況を把握しておかなければなりません。そして、コメントを返しておいたうえで面談に臨みます。その後は、結果を社長に報告し、面談で約束したことは、結果を社長に報告し、面談で約束したことは、結果を社長に報告し、面談で約束したことがあり始めたら、思いのほかやることがたくさんあり始めたら、思いのほかやることがたくさんあり始めたら、思いのほかやることがたくさんあり始めたら、思いのほかやることがたくさんあり始めたら、思いのほかやることがたくさんあり始めたら、思いのほかやることがたくさんありました(笑)。でも、楽しいですよ。いろいりました(笑)。でも、楽しいですよ。いろいるな人がいて、現場での悩みなどを話してくれるな人がいて、現場での悩みなどを話しているいとして、

てきた榎さんは、社員の話を聞けば、「いま、数多くのプロジェクトで責任者などを経験し

バイスができる。でき、「こうするといいですよ」と的確なアドう」、「周りの人はこう動いているはず」と想像お客さまはこういうことを考えているのだろ

を考えさせるようにしている。 を考えさせるようにしている。 を考えさせるようにしているのは、自己研鑽の意 を考えさせるようにしているのは、自己研鑽の意 を考えさせるようにしているのは、自己研鑽の意

成長させてやろう』という感覚でないととても 若手社員とコミュニケーションを取る際には、上から目線にならないように心がけている。 「母親が小さな子に話しかけるときには、しゃながしていく必要があります。そういう意味では、おせっかいなんです」と榎さんは笑う。 澤田社長も、「長く続けていただいているコーチは、みなさん、おせっかいです(笑)。いままで生きてきた人生の集大成ではないですが、『若るのために一肌脱いでやるか』、『本気で若者をあために一肌脱いでやるか』、『本気で若者を着のために一肌脱いでやるか』、『本気で若者を着のために一肌脱いでやるか』、『本気で若者を着のために一肌脱いでやるか』、『本気で若者を者のために一肌脱いでやるか』、『本気で若者を者のために一肌脱いでやるか』、『本気で若者をある。

できません」という。

シニアにとってのやりがいも大きい個々の社員も会社も成長し

激励によって、成長した社員は多い。(榎さんをはじめとするコーチの励ましや叱咤)

28歳で同社に入社したAさんは、優しく素直な人柄だが、この仕事は未経験。最初の現場でな人柄だが、この仕事は未経験。最初の現場でからわからないのはあたり前。その代わり、最初に会社に入ったときの気持ちで勉強したほうがよい」と話すとともに、現場でどんな作業をしているか週報を作成・提出してもらい、「この作業をするときはここに注意しよう」とアドバイスを続けた。すると、Aさんもだんだんコッがわかってきて、次の現場では顧客評価がぐッがおい。そのためにこういう勉強をしたらよいですよ」とすすめ、さらなる成長をうながしている。

転職してきた。業界経験は長いものの、古いプb系のソフトウェア開発をしたい」と、同社に用を担当してください」といわれたが、「weBさんは52歳。前の会社で「開発ではなく運

自ら勉強会を主催するようになった。 関客評価も上がり、いつしか自信満々の顔に。 顧客評価も上がり、いつしか自信満々の顔に。 でいに激励した。すると、自己研鑽を重ねよ」と叱咤激励した。すると、自己研鑽を重ねよ」と叱咤激励した。すると、自己研鑽を重ねよ」と叱咤激励した。すると、知るがないBさんに、

んはこの仕事のやりがいを語る。のお役に立てているかなと思います」と、榎さいと日本のIT業界がつぶれます。少しは社会になりますね。エンジニアががんばってくれなます。こういう事例があると、こちらもやる気ます。

同社には50~60代のエンジニアも多く、今年は65歳の定年を迎えた人もいる。そういう人たちが最後まで現役で働ける会社を目ざして取りちが最後まで現役で働ける会社を目ざして取り活力を高めていくには、女性、海外人材、シニアを活かすことが不可欠です。発想を柔らかくし、よい取組みをしている会社を参考にしながら、『私だったらどうするか』と謙虚に考え、いまの体制を築いてきました」と語る。シニアの経験・知見を活かし、現役世代を支える同社の施策は、多くの企業の参考になるだろう。

年に現在のサラダコスモへと社名を変更した。

企業事例 4

株式会社サラダコスモ「ちこり村」(本社 岐阜県中津川市

活き活きと働くシニアが地域を元気にする 前職などでつちかった経験を活かし

「ちこり村」で働く6%は60歳以上積極的に多くのシニアを雇用

株式会社サラダコスモは、1945(昭和20)

年に創業した「中田商店」が前身。当時はラムネの製造・販売をメインに、冬の閑散期に副業として、もやしの生産を行っていた。 1978年に現社長の中田智洋氏が社長に就任すると、1980年にラムネ製造・販売から撤退し、無添加・無漂白のもやし生産に注力。さらに無化学肥料によるスプラウト栽培や有機食べて健康」をテーマとした、農薬や化学肥料を使用しない発芽野菜を中心とした生産・販売を使用しない発芽野菜を中心とした生産・販売を使用しない発芽野菜を中心とした、農薬や化学肥料をでは、実績を積み重ねながら社会貢事業に取り組み、実績を積み重ねながら社会貢事業に取り組み、実績を積み重ねながら社会貢事業に取り組み、実績を積み重ねながら社会貢

> り村」を運営していると、同社営業本部営業部 耕地を活用し、地元農家と競合しない農作物と 長兼物流部長兼広報部長の川口康三氏は語る。 域を元気にしたい』という思いを込めて「ちこ 集える公民館的なスペースも設けており、 実践する場でもある。村内には地域の人たちが 雇用、地域活性化の課題解決に向けた取組みを 農業の実践、地域が抱える休耕地対策や高齢者 同社が目ざしている食料自給率の向上や循環型 してチコリの栽培を始めており、「ちこり村」は こり村」をオープンした。その少し前から、 商業・観光・文化・教育活動の一体型施設 内に、西洋野菜「チコリ」をテーマにした農業 2006年には、岐阜県中津川市の本社敷地 . 型地 ゟ

内のいたるところでシニア従業員がさまざまな職したシニアなどを積極的に採用しており、村「ちこり村」は開設当初から、他社を定年退

人と全体の約6%を占めている。では8人の従業員が働いており、0歳以上が57役割をになって働いている。現在、「ちこり村」

70歳以上も33人が勤務を続ける個別対応で無理のない働き方を実現

「ちこり村」の開設時から、60歳以上の従業員「ちこり村」の開設時から、6歳以上の割合」は31%で、すでに人口の3割を超えており、全国平均26・すでに人口の3割を超えており、全国平均26・が予測されているが、定年退職をした人たちが両の一つとなっている。そこで同社は、「定年退職をした後も元気に働き続けることが地域の課題が、シニアから生産者になる」、「シニアが元気に働く姿は、未来への希望へつながる」と考え、に働く姿は、未来への希望へつながる」と考え、に動く姿は、未来への希望へつながる」と考え、に動く姿は、未来への希望へつながる」と考え、に動く姿は、未来への希望へつながる」と考え、

次の言葉を記してシニア人材を募った。う、同社はポスターやチラシに工夫を凝らし、たり、地域のシニアに関心を持ってもらえるよど高齢者雇用が活発でなかったため、求人にあを積極的に募集・採用している。当時はいまほ

別を問わず、若いこころに乾杯したい』特権ではありません。サラダコスモは世代、性情あたらしいことのチャレンジは若者だけの

以上で入社し、勤務を続けている人もいる。歳が13人、70歳以上が33人。オープン時に60歳年齢階級別にみると、60~66歳が11人、65~69現在、「ちこり村」で働く60歳以上の57人を

で個別に決めています」(川口部長)上司が本人と面談して、8時から17時までの間上司が本人と面談して、8時から17時までの間

生産ファーム、チコリでつくる焼酎蔵、マルシェシニア従業員が活躍しているのは、チコリの動き続けられるよう、6歳以降は短時間・短日働きれぞれの事情や体力などに応じて無理なく

(野菜・土産物販売、カフェスタンド、パン工房)、(野菜・土産物販売、カフェスタンド、パン工房)、(野菜・土産物販売、カフェスタンド、パン工房)、(野菜・土産物販売、カフェスタンド、パン工房)、(野菜・土産物販売、カフェスタンド、パン工房)、

その要となっているのが、シニア従業員である。「前職での知識や経験などを活かし、活きる。「前職での知識や経験などを活かし、活きる。「前職での知識や経験などを活かし、活きがコスモの従業員は口を揃えるようにしてシニア従業員の活躍に敬意を表す。

若い従業員との交流も楽しむ異なる経験と技術をそれぞれが自ら発揮

豊岡聖之蔵長のもとで担当している。 オリジナル焼酎の製造・販売・接客を、上司の大橋辰昭さん (80歳)、石原良一さん (71歳) は、「5こり村」で働く小倉義朗さん (81歳) と

の根(通称・チコリ芋)を活用した焼酎づくりリサイクル)に挑戦しており、収穫後のチコリ「ちこり村」では3R(リデュース・リユース・

客まですべての工程を行っている。からビン詰め、ラベル貼り、箱入れ、販売・接じめ、かめ壺での仕込み、発酵管理などの製造を行っている。原料となるチコリ芋の選別をは

小倉さんは、工業高校で38年間教諭を務めていたく異なるこの仕事に好奇心をもって取り組み、たく異なるこの仕事に好奇心をもって取り組み、たく異なるこの仕事に好奇心をもって取り組み、たく異なるこの仕事に好奇心をもって取り組み、たく異なるこの仕事に好奇心をもって取り組み、利力にされている。

「初めて焼酎づくりと出会い、麹からモロミとに努めています」(小倉さん)

ことが動機だったという。
たことがあり、焼酎づくりに興味を持っていたの求人に応募。かつて石垣島の焼酎蔵を見学し域の役員などを務めるなか、66歳で「ちこり村」対一で定年まで勤めた。大橋さんはその後、地力一で定年まで勤めた。大橋さんは千雪機メー

橋さん) るので、売れたときの喜びはひとしおです」(大るので、売れたときの喜びはひとしおです」(大

吉村さん

ションを大切にし、試飲時の説明や接客に工夫 ルマを設定して、自らに負荷をかけて仕事に臨 経験を焼酎の販売、接客に活かし、「自分でノ を凝らして売上げを伸ばしている。 んでいます」と話す。お客さまとのコミュニケー 会社員時代は全国を飛び回る営業マン。その

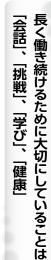
ろん初めてだったそうだ。 とは熟知しているが、焼酎づくりの現場はもち の製造を担当しており、ものづくりの現場のこ を知り、再就職した。石原さんは主に家電製品 の再び仕事をしたいと思ったときに「ちこり村」 まで勤めた後、2年ほどのんびりしていたもの 石原さんは大手電機メーカーで技術職を定年

酎づくりに魅せられました。お客さまから、『詳 「覚えるまではたいへんでしたが、だんだん焼

時までの勤務で週2~3日出勤している。 を立てて取り組んでいく。3人とも8時から16 を出し、豊岡蔵長がそれに合わせて作業の予定 いっていただけると嬉しくなります」(石原さん) しく教えてくれてありがとう。買っていくよ』と 豊岡蔵長は、 焼酎蔵での作業は、毎月3人が勤務日の希望

うに話す。 3人の仕事ぶりについて次のよ

作業環境の向上にも貢献してくれています. 作業がしやすいように物の位置を整えたりして と仕事をしてくれます。図面を書いたり、 術職を長く経験され、 を出して実践してくれています。石原さんは技 されていた経験も活かし、いろいろなアイデア んのファンもいるほどです。かつて市場開拓を 活かして、PRや接客の技は天下一品。 在です。大橋さんは、営業マンの経験をフルに また、体力は私よりあるくらいで、頼もしい存 たく変わらず、真剣に焼酎づくりに取り組み 「小倉さんとは15年間仕事をしていますが、まっ 几帳面な性格できっちり 大橋さ 蔵で



んと同じ電機メーカーなどを経て、書店で定年 吉村みどりさん 「ちこり村」のマルシェでにこやかに接客する 70 歳 は、 大橋さんや石原さ

> 販売と工場見学のガイドとして活躍。適応力が さんは、その特技とほがらかな性格から、主に う事務職を、その後は接客を経験している吉村 て11年になる。電機メーカーではパソコンを扱 吉村さんの仕事ぶりを語る。 みんなから頼りにされています」と川口部長は 調理の下準備など、いろいろな仕事をこなして、 トクリーム屋さんになったり、お弁当づくりや 高く、「季節ごとに五平餅を販売したり、ソフ まで勤めた後、 60歳で「ちこり村」に再就職し

す」と吉村さん。 てもらえるので、 月15日ほど出勤している。 吉村さんは8時からプ時までの勤務時間で、 働き続けることができていま 「休みの希望を聞い

(吉村さん)とそれぞれに話してくれた。 ぶ姿勢です」 (石原さん)、「健康であることです_ いぞ、という気持ちです(笑)」(大橋さん)、「学 もサラダコスモに入社しましたが、まだ負けな (小倉さん)、「『一生挑戦』がモットーです。孫 「言葉を交わしてキャッチボールをすること」 4人が長く働くうえで大事にしているのは、

である。 る。これもまた「イノベーション」の一つの形 れぞれの働き方で活き活きと働き、地域が抱え る課題解決に向けて大きな貢献を果たしてい 「ちこり村」では、多くのシニア従業員がそ



後列左から小倉さん、豊岡蔵長、 前列左から大橋さん、石原さん、

江戸から東京へ

清少納言

ケナし合った二人

中宮の定子(藤原定子)に死なれ 会ったこともない。生きた時代が 孤独な生活を続けた。 から去ったからである。そして、 てから勢いを失い、そのまま宮中 れないが、清少納言は主人である 違うからだ。同時代だったかもし を書いた紫式部とは、実際には を書いた清少納言と、「源氏物語 王朝時代の女流作家で「枕草子_

[第97回]

老女流作家の意地

に触って仕方がない。彼女自身は にのぼった。紫式部は、それが癪 でも宮中内を漂い、人々の口の端 しかし、清少納言の名はいつま

能や聡明さを決して面に出さない。 「紫式部は慎み深く沈着で、才

> 陽気で、パフォーマンス欲が強かっ た清少納言とは、対照的だ」

でこう書いている。 競争心はもの凄く、『紫式部日記』 実際は紫式部の清少納言に対する な生活を送っていた。ところが、 といわれたほど、つつましやか

も、よく見れば、まだいとたへぬ しだち真字書きちらして侍るほど みじう侍りける人。さばかりさか こと多かり・・・」 「清少納言こそ、したり顔にい

宮中内で起こる出来事やいろいろ 納言も、京都のどこか一隅に居て、 ればまだまだ不十分なことが多い) 慢しているけれど、よく読んでみ 利口ぶっており、漢学の才能を自 おそらく、宮中から去った清少 (清少納言は高慢な顔をして、 りも、いまの清少納言を誇り高く、

近くにあるわけがない。ところが

に来て、

た。

においてさえ、命がけで生きて

うではない。

趣味といわれる分野

た人間を想いがちだが、決してそ

と問うた。そんなものがここの

香炉峰※の雪は

(何処に)?」

らに、 対して批判していることも当然耳 の批判はそれだけでは済まず、さ に入っていたことだろう。紫式部 ろうから、後輩の紫式部が自分に な情報の仕入れには暇なかっただ

を出して惨めな死を遂げるに違い 「こういう偽物は、やがてボロ

などと、見たこともない清少納

誇りに胸に抱いていた。というよ 忘れることがなく、いつもそれを ていた。だからといって、紫式部 自分から表に出ることはほとんど に火をつけられたかつての盛名は いまでいう、ステイホーム、を送っ なかった。家の中に閉じこもって、 も、いまは老齢ゆえに次第に衰え、 がまつわりついた清少納言の美貌 言の行く末まで予見しているから、 しかし、かつて宮中で公家たち

> は、 実績があった。 書いたが、決してそうではない といっていいだろう。彼女の盛名 すべて、「過去の盛名」だけだった、 背筋をピンと立てさせているのは 紫式部はパフォーマンスだと

鬼面になっても誇りは保つ

二、三番は死んでもいやだ。どん 子の御前で、ほかの女性や公家た である。ある雪の日に定子が、 番だった。才能と機知がすぐれて て事実、彼女は宮廷内では常に なことをしてでも一番でいたい」 ちを前にして、 いて、定子もそれを愛していたの と公言して憚らなかった。そし 中宮の定子に仕えているころ、定 「私はすべて一番と思われたい。

「なるほど、一番だけのことは

簾を引き上げて、外の雪景色を指 清少納言はすっと立ち上がり、 御み

覧ください」 「ここにございます。どうぞご

のなかにある詩に と告げた。これは、「白氏文集」※2

看る」 足げに微笑まれた。脇にいた者も、 ある。知識を持っていた定子は満 清少納言はそのことを告げたので きき、香炉峰の雪は簾をかかげて とあることから、素養のあった 「遺愛寺の鐘は枕をそばだてて

ある」 いる清少納言は次第に美貌を失い、 公家が、彼女の住む粗末な家の前 しまった。それを聞いた物好きな ついに鬼のような容貌に変わって 宮中を去った後、孤独に一人老 と感心した

> ぶれたものだな」 「やれやれ、あの清少納言も落ち

出した。そして、 これを聞くとすっと戸を上げて鬼 の面に似て来た容貌を堂々と突き と笑った。中にいた清少納言は

養があったから、これを聞くと互 公家たちはみんなそのくらいの素 の駿馬なら骨でも買い手があると いに顔を見合わせ いう例えをいったものだ。当時の といった。中国の故事で、名馬 「駿馬の骨を買わないの?」

だけは相変わらずで大したものだ) ることはなかった。気骨である。 の面目は老いても少しも損なわれ 王朝時代というと、デレデレし と頷き合ったという。清少納言 (鬼面になっても、さすがに誇り

香炉峰……中国江西省北端にある蘆道の一峰 白氏文集……中国唐の文学者、首居易の詩文集

70歳まで再雇用を延長 現場で光る60歳超社員の存在感

企業プロフィール

株式会社ヌマニウコーポレーション (栃木県下野市)

▶創業 1945 (昭和20)年

リユースショップの運営、地域サブフ ランチャイザーとしての経営指導等

▶社員数 670 人

(60歳以上男女内訳) 男性(15人)、女性(12人) (年齡内訳) 60~64歳 24人 (3.6%) 65~69歳 3人 (0.4%)

▶定年・継続雇用制度

60歳定年。65歳まで希望者全員、会社が 認めた場合は70歳まで再雇用。平均年齢 38歳。最高年齢者は66歳

用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザー会

るような提案書の作成を心がけており、

65歳超雇

主の方が高齢者雇用においてアクションを起こせ

「当課では、『これは実践した方がよい』と事業

議などで伝えています」(飯塚課長

今回は、

同支部で活躍するプランナー



を中心に67店舗を運営して

んです。 です。 する内陸県です。 ウム圧延製品、 含む)、医薬品製剤、 輸送に有利な立地を活かし、 国屈指の生産量を誇っています。工業は、 郊農業が特徴で、イチゴ、ニラ、もやしのほか、か 新幹線を利用すれば片道約1時間で行き来が可能 があります。東京から6~160㎞の位置にあり 産に認定された日光東照宮などの社寺や那須高原 千m級の山がそびえ、二大観光地として、 んぴょうやビールの原料となる二条大麦などが全 栃木県は福島県、 栃木県の農業は東京近郊に供給する都市近 光学機械用交換レンズの製造が盛 男体山や日光白根山といった2 茨城県、 業務用機械器具、 自動車 群馬県、埼玉県と接 (部品なども アルミ 首都圏 世界遺

予定されています」と説明します。

団地を結ぶ『うつのみやライトレール』

の開業が

2022年3月には、

JR宇都宮駅前と工業

規模の内陸型工業団地である清原工業団地をはじ

都宮市には工業団地が集積しています。

国内最大

研究所を中心とした優良企業の誘致を進めていま

テクノポリス地域では、高付加価値型や情報産業

大小七つの工業団地があり、

その一つである

史課長は「人口が約5万人にのぼる商工都市・ 当機構の栃木支部高齢・障害者業務課の飯塚啓

ン」を訪れました。

さんの案内で「株式会社ヌマニウコーポレーショ

当機構の65歳超雇用推進プランナー 高齢者雇用に理解のある経営者や人事 以 下 「プランナー」)の協力を得て

そして活き活きと働く高齢者本人の声を紹介します。 このコーナーでは、 都道府県ごとに

第102回

栃木県

高

労務担当者

栃木県下野市 \bigstar

2020.12

32

リユース・リサイクルで環境経済社会に貢献

にオープンしました。その後、

衣料、

家電などを

中古電化製品を扱う「ハードオフ」と、 (平成7) 年に新規事業に業態転換を図り、 中古 1

リユースショップのフランチャイズチェーンに加 書籍を扱う「ブックオフ」の第一号店を宇都宮市 した株式会社ヌマニウコーポレーションは、 9 4 5 (昭和 20) 年に家電量販店として創業

扱う「オフハウス」、 いましたが、2019 基準該当者を65歳まで雇用する再雇用制度として 北関東中心に出店。現在67店舗を運営しています。 店を栃木県、 おもちゃの「ホビーオフ」といったリユースの専門 同社では定年を6歳、 2020年3月に正社員の規程をあら 茨城県、 カー用品の 千葉県、 (令和元) 年11月にパー 希望者全員を3歳まで 群馬県、 「ガレージオフ」、 埼玉県の

高齢者雇用の相談・助言活動を行っています

をつくることは、若い人にとっても魅力ある企業になる』とい うこと。仕事能力把握ツールなどを活用して企業分析を行い、 他社の事例や私の経験を交えてかみくだいてお伝えしています!

[齊藤プランナーから]

齊藤 博 プランナー (71歳)

アドバイザー・プランナー歴:11年

「企業に寄り添うことを心がけ、高齢者雇用

の方針や取組みをうかがっています。お伝え したいポイントは『高齢者が働きやすい職場

- ◆同課の飯塚啓史課長は「齊藤プランナーは主に大企業の子会社が 多い県南地域(下野市、小山市など)を中心に活動しています。 中小企業診断士として、経営マネジメントや職場改善などに精通 し、長年の実務経験から多くの制度改善提案や企画立案サービス を行っています。高年齢者雇用開発コンテストにおいてもたいへ んに熱心で、高齢者雇用に前向きに取り組まれている企業が厚生 労働大臣表彰を受賞できるように支援しています」と話します。
- ◆栃木支部は JR 宇都宮駅から日光街道沿いにバスで20分 (約5km) のところにあります。高齢・障害者業務課はポリテクセンター栃 木内に併設されており、このメリットを活かし、訓練課、求職者 支援課および生産性向上人材育成支援センター業務課と連携して います。
- ◆65歳超雇用推進プランナーが6名、高年齢者雇用アドバイザーが 1名の計 7名で活動しています。県域(県央・県南・県北)ごとに 担当者を配置し、2019年度は制度改善提案を164件、相談・助言 を429件行いました。
- ◆相談・助言・制度改善提案は無料で実施しています。お気軽にご 相談ください。

●栃木支部高齢・障害者業務課

住所:栃木県宇都宮市若草 1-4-23 ポリテクセンター栃木内

電話:028(650)6226

タイマーとして勤務することができます。 更しました。定年後は1年契約となり、 ため、 ることも、その逆も可能です。また65歳以降は 選択します。 契約社員(月給) 介護など家庭との両立を望む人は時間給のパート を選択できるようにあらためました。これにより: として働きたいという声もあったため、 員にアンケート調査を実施したところ、 マーに移行していましたが、制度改定にあたり社 本人が希望し会社が認めた場合は70歳までパート 以前は、 希望者全員を65歳まで再雇用する制度に変 60歳の定年と同時に全員パートタイ パートタイマーから契約社員に変わ かパートタイマー (時給) 契約社員 更新時に 雇用形態



福田洋子経営管理部長

タイマーを、安定した収入を得たい人は月給制の

勤務時間を毎年更新の際に見直すことができます。 た。また、パートタイマーにおいては、勤務日、 契約社員(フルタイム)を選べるようになりまし

ベテランの豊富な商品知識と人間性に固定ファン

ウコーポレーションにとって、 営管理部長は次のように話します く高齢社員は貴重な存在です。同社の福田洋子経 家電量販店からリユース事業に転換したヌマニ 量販店時代から働

ています」 少なくありません。それはパートタイマーとして 安心感や人間性から固定ファンがつく高齢社員も それが地域の方々の信頼につながっていますし、 客さまに的確なアドバイスをすることができます。 長年働くスタッフも同じで、お客さまとのコミュ 品の知識が豊富なため、リユース品を購入するお ニケーション手法は、若いスタッフの参考になっ 「高齢社員は、家電製品やパソコンなど古い商

働きぶりは、 一つにもなっています。 こうしたベテラン社員の安心感を与える接客や 再雇用制度の年齢を延長した要因の

「仕事能力把握ツール」による分析を推奨

栃木県の県南地域を担当する齊藤プランナーは、

こで、齊藤プランナーは、50歳以上の社員と店長 2019年5月に初めてヌマニウコーポレーショ 見受けられる50代社員のモチベーションの低下に を提案しました。 を対象に就業意識向上研修や企画立案の活用など ついて、齊藤プランナーに相談したそうです。そ ンを訪れました。訪問当時、福田部長は定年前に

把握することもおすすめしました。健康管理診断 ルは入力と分析に時間がかかりたいへんですが、 かるのか』と感心されます。特に仕事能力把握ツー 果をお伝えするとほとんどの企業が『ここまでわ ることができます」(齊藤プランナー) 企業から信頼される早道。良好な信頼関係を続け チェックリストや仕事能力把握ツールは、分析結 「仕事能力把握ツールにより、社員の気持ちを

と話します。 藤プランナーは、 担当する企業に大企業の子会社が多い齊 高齢者雇用の形に変化が見える

きました。なかでも、短日勤務などで仕事と趣味 強く、仕事が安定している、という企業が増えて を感じる人が多いようです」(齊藤プランナー) を両立できている高齢社員は、仕事に対して喜び 「高齢社員は会社へのロイヤリティ (忠誠心) が

きました。 出しなどを行っている高齢社員のお2人に話を聞 今回は、 店舗で接客や商品のクリーニング、品

仕事が楽しいから、70歳まで働きたい

今年で4年目になります。洋服・雑貨・食器・ベ 千葉ニュータウン中央店」(千葉県)に入店して て働いており、定年まで勤め上げました。 合わせて働いています。以前は、歯科衛生士とし す。週3日、フルタイム勤務と短時間勤務を組み 袋詰めし、売り場に陳列する仕事を担当していま ビー用品・バッグなどの品物をクリーニングして、 木村清美さん 66 歳 は、 62歳で「オフハウス

用品を幅広く扱うので、ある意味で馴染み深く 診てきました (笑)。いまの仕事は、日常の生活 「赤ちゃんから老人まで、ずっと口の中だけを



姿を見るとこちらも笑顔になります」の!』とお客さまが商品を手に笑顔で会計をする違和感なく始められました。『これを探していた

長を打診されました。たところ、再雇用制度の改定があり12月に雇用延たところ、再雇用制度の改定があり12月に雇用延昨年65歳を迎えるにあたり退職するつもりでい

がんばります」に教えてもらいながら自分も楽しみ、これからもて働ける』と思い嬉しくなりました。若い先輩方「『これからも笑いの絶えないスタッフに囲まれ

ついて次のように話します。同店の国定裕一店長は、木村さんの仕事ぶりに

しています」
していますが、木村さんと楽しそうに会話を避してくれていますよ。お店には年配のお客さまプラス思考で、職場のムードメーカーとしても活どを行ってサポートしてくれます。声がよく通り、どを行ってサポートしてくれます。声がよく通り、のスタッフの様子を見ながら、レジ、電話対応なのスタッフの様子を見ながら、レジ、電話対応ないまか

は楽しんでする」がモットー。同店の松崎学店長ち号古河東店」(茨城県)でバッグやアクセサリーの販売・買取り・クリーニング・陳列などを担当しています。49歳で入社してから、勤続年数7年を数える大ベテランです。入社以来、週5日、10を数える大ベテランです。入社以来、週5日、10を数える大ベテランです。入社以来、週5日、10を数える大ベテランです。入社以来、週5日、10を数える大ベテランです。

し入れてくれて、美味しくいただいています」 でお母さんのような存在で、スタッフみんなの精 取り組む姿勢、考え方がみんなの模範です。職場 取り組む姿勢、考え方がみんなの模範です。職場 取り組む姿勢、考え方がみんなの模範です。職場

している状態でした。 している状態でした。 三年前、オフハウス125号古河東店は、ほぼ にはこれました。当時は再開の目途も立たず、 会にする火災事故に見舞われ、9カ月間の休業を と焼する火災事故に見舞われ、9カ月間の休業を と焼する火災事故に見舞われ、9カ月間の休業を

「何年も働いてきたお店がこんなことになって



た」 (柿沼さん) に仲間が少しずつ辞めていくのも寂しいものでした兄ともあります。こんな状況のためたスタッフたちが心配で、差し入れを持って様子かョックでした。遠くにある別の店舗で働き始め

店舗の存続にあたっては会社の会長に直談判をしたそうです。晴れてリニューアルオープンが決まった際は、柿沼さんに戻ってきてほしいと真っまった際は、柿沼さんに戻ってきてほしいと真っは掃除や草取りでも、行った後の達成感が最高では掃除や草取りでも、行った後の達成感が最高では掃除や草取りでも、行った後の達成感が最高である。

と思っています」(松崎店長)再雇用を延長してくれたことは非常にありがたいかげで成り立っています。現場としては、会社が「お店は、経験豊富なベテランがいてくれるお

です。 (取材・西村玲)です。 (取材・西村玲)です。 今後も、高齢社員のみなさまの活躍が楽しみい。今後も、高齢社員に高齢者目線でどのようなサービスが必要なのかを提案してもらい、新たなサービスが必要なのかを提案してもらい、新たなサービスが必要なのかを提案してもらい、新たなサービスが必要なのかを提案してもらい、新たなか。今後も、高齢社員のみなさまの活躍が楽しみか。今後も、高齢社員のみなさまの活躍が楽しみか。一切は、アプリなどで手軽に取引ができるようになりましたが、ヌマニウコーポレーションはリアル店舗の利点である。

高齢社員の

学習院大学名誉教授学習院さくらアカデミー長・今野浩一郎

ります。 て、今野浩一郎氏が解説。いよいよ今号で最終回とな ションを持って働いてもらうことが不可欠となります。 本連載では、高齢社員戦力化のための賃金戦略につい 員の能力や貢献を適切に評価・処遇し、高いモチベー 齢社員に戦力として活躍してもらうためには、高齢社 高齢社員の賃金制度です。豊富な知識や経験を持つ高 高齢者雇用を推進するうえで重要な課題となるのが

終

高齢社員の賃金制度の設計と課題

はじめに ~考慮すべき二つのポイント~

ない重要なポイントが二つあります。 に考えてみます。その際に考慮しなければなら ことをふまえて、高齢社員の賃金制度を具体的 今回は連載の最終回です。これまで説明した は、 高齢社員は定年を契機に正社員から

る社員であるので、賃金は定年前の賃金に目配 非正社員に転換するものの、継続して雇用され

> した。 載の第4回では、正社員の賃金の現状と変化の りして決める必要がある、ということです。 方向を説明し、そのなかで次のことを強調しま 連

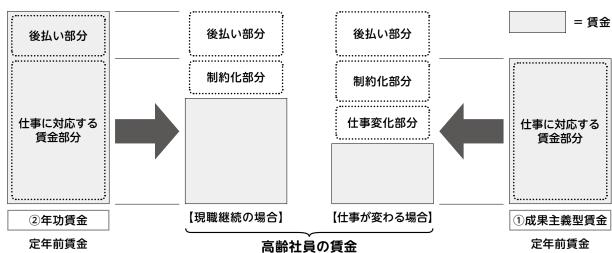
と一致するように決定されるので、年功賃金の ります。それに対して変化の方向にある成果主 義型賃金をとる場合には、定年時の賃金は成果 の上まわる払い過ぎの部分を調整する必要があ で、 る場合には、定年時の賃金が成果を上まわるの 現状の代表的な賃金制度である年功賃金をと 高齢社員の賃金を決めるにあたっては、こ

> せん。 場合に行う払い過ぎの部分の調整は必要ありま

う特性、 ることを説明しました ている雇用期間が短いので短期雇用型社員とい 計する必要がある、ということです。この点に 賃金制度は二つの特性に沿って決める必要があ で制約社員という特性を持つ社員であるため、 ついては連載の第5回で、高齢社員は期待され 持つ社員なので、それに合わせた賃金制度を設 第二は、 働く場所などの働き方に制約があるの 高齢社員は正社員とは異なる特性を

第1回(7月号)~第5回(11月号)はホームページでご覧になれます。 エルダー 高齢社員の賃金戦略 検索伽

図表 高齢社員の賃金の決め方の概念図



※筆者作成

合理的に設計することはむずかしいことではあ

ません。

それを示したのが図表です。

高齢社員の賃金制度の設計

正社員が成果主義型賃金の場合

見合って決められているので、 は定年時 賃金をとっている場合を考えてみます。 定年前の正社員の賃金が①成果主義型 の賃金は成果、 つまり仕事の重要度に 塗りつぶし部分 ここで

明したリスク・プレミアム手当にあたります。 ベルを示しており、 ベ 原則 は、 に合わせて調整される賃金部分は、 員になります。 て価値の大きい 論 を調整する必要があります。 なう労働給付能力レベルの低下に合わせて賃金 あります。 ルとは業務ニーズに合わせて働ける能力の 特性に対応するには、 ここまで準備すれば、 0) 賃金は仕事の重要度によって決める必要が まり です。 なかで説明したように、 短期 これが なお第3回の 雇用型社員の特性に対応するに また労働給付能力レベルの低下 (したがって、賃金の高い) 「仕事原則」です。 それが高いほど会社にとっ 高齢社員の賃金制度を 働き方の制約化にとも 「賃金決定の基礎理 これが 労働給付能力レ 第5回で説 「制約配慮 制約社員 社

> らないとします。 えてみます。 年して高齢社員になると、 賃金部分」と等しくなります。 で示してある賃金のすべてが まず高齢社員の仕事が定年前とまったく変わ これは図表の どう変わるのかを考 仕 この賃金が、 [現職継続の場 事に対応する

化部分 は図表に示してあるように 必要があります。 労働給付能力レベ が、「制約配慮原則」を考慮する必要があります。 高齢社員の賃金は つまり定年を契機に制約社員に転換するの 「制約化部分」 にしたがうと定年前と同じ水準になります にあたります。 になります。 ルの低下に見合った分 に対応します) したがって、 「制約配慮原則」に基づいて 高齢社員の賃金は 「定年前賃金ー 高齢社員の だけ低くする 「仕事原 (図表 賃金

0)

と同 高齢社員の賃金は 低下することになり、 事の重要度が低下するので、 が変わる場合」にあたります。 は少なく、 化部分」としています。 仕事原則」 仕事に就いたとしても職責が低下する 一様に かし現状をみると、 「制約配 多くの高齢社員は定年前と同じ分野 にしたがって、 慮原則 「定年前賃金 それを図表では さらに[現職継続の場合] この その低下に合わせて が適用されるので 高齢社員の賃金は [現職継続の場合] この場合には仕 -制約化部分 「仕事変

仕事変化部分」になります。

■正社員の賃金が年功賃金の場合

ことが必要になります。 えて「**後払い部分**」を定年前賃金から控除する ように、「仕事変化部分」、「制約化部分」に加 は成果主義型賃金と同じですが、図表に示した でみます。高齢社員の賃金制度を設計する基本 でのます。高齢社員の賃金が②年功賃金の場合を考え

金-後払い部分-制約化部分-仕事変化部分. になります。 化部分」、[仕事が変わる場合] の場合〕では「定年前賃金-後払い部分-制約 過ぎの状態になります。したがって図表に示し に ぎの部分にあたり、この調整をしないと、 を説明しました。「後払い部分」はこの払い過 上まわるので、高齢社員の賃金を決める際には、 てあるように、高齢社員の賃金は、「現職継続 この払い過ぎの部分を調整する必要があること 年功賃金の場合には、定年時の賃金が成果を 「仕事原則」と「制約配慮原則」を適用して 高齢社員の賃金は「後払い部分」だけ払い では「定年前賃 いか

で説明したリスク・プレミアム手当にあたるのとになりません。「制約化部分」は連載の第5回にするかが決まらないと賃金制度を設計したこ分」、「制約化部分」、「仕事変化部分」をいくらこのようにして骨格ができても、「後払い部

いては第5回をあらためて参照してください。 考えて決めることができます。 「仕事変化部分」は 付事の重要度の任事の職務評価の結果、あるいで、定年前後の仕事の職務評価の結果、あるいにして決めることができます。 「仕事変化部分」で、その市場相場を参考にしつつ自社の事情をで、その市場相場を参考にしつつ自社の事情を

それらに比べて、「後払い部分」をいくらにこ説明したように、理論的に考えると、年功賃に説明したように、理論的に考えると、年功賃にがのです。しかし、それがいくらかであるは不可欠です。しかし、それがいくらかであるは不可欠です。しかし、それがいくらかであるは不可欠です。しかし、それがいくらかであるは不可欠です。しかし、それがいくらかであるは不可欠です。しかし、一個場を参考にすることはで会社がとるべき対応は、労働組合あるいは社会に議し、会社の実情をふまえて決めるという手順をふむことです。

)残された二つの課題

■高齢社員の納得性を得ること

このようにして賃金制度を合理的に設計しても、残された大きな課題が二つあります。その一つは、賃金が定年前に比べて低くなることをそのことが労働意欲に影響をおよぼすことです。高齢社員を活用するうえでの企業の課題については、これまでくり返し調べられてきました。どの調査でも、健康問題などとともに労働た。どの調査でも、健康問題などとともに労働が、その背景には、賃金低下に納得が得られなが、その背景には、賃金低下に納得が得られないことがあるのです。

企業が高齢社員の戦力化を進めるには、この企業が高齢社員の戦力化を進めるには、このは、賃金をどのように決めているのか、賃金の低下の背景にはどんな理由があるのか、賃金の低下の背景にはどんな理由があるのかを高齢社員にていねいに説明することです。そのためにも、「賃金決定の基礎理論」を理解し、それを応用することで高齢社員の質金型解し、それを応用することで高齢社員の戦力化を進めるには、このの企業が高齢社員の戦力化を進めるには、この

と、新しい役割に合わせて働く意識と行動を変リア段階に入ったことを理解し受け入れるこ社員は定年を契機に役割が変わり、新しいキャ社員にも変わってもらう必要があります。高齢社員はこうした説明だけでは、しかし、高齢社員はこうした説明だけでは、

員の賃金に対する納得性を高めることにつながことは企業の重要な役割であり、それは高齢社場の戦力として活躍するために必要なことです。

■高齢社員の賃金と総額人件費との関係

果に対する対価というより雇用を継続するため 期待しない」福祉的雇用型の活用戦略、 載の第2回で、これまで多くの企業は「成果を のコストであり、そのため高齢社員を雇用する とる企業にとっては、 をとってきたと説明しました。この活用戦略を さらに、それを解決するには、 といっていいほど、高齢社員を雇用すると総額 高齢社員を業務ニーズに合わせて雇用するので ついてはあらためて考える必要があります。連 あるようにみえますが、その合理性や有効性に ることが必要であるということが提案されます。 こと、そのために現役正社員の賃金制度を変え 高齢社員の賃金のあり方が議論される際に必ず 人件費が増えるということが問題になります。 もう一つの課題は総額人件費との関係です。 見するともっともらしい指摘であり提案で 法律に対応するために雇用するとの対応 そこで浮いた原資を高齢社員にあてる 高齢社員に払う賃金は成 定年前の賃金を つまり

すことになります。ことが総額人件費の膨張という問題を引き起こ

できないことを想定していることを示していた原資を高齢社員にあてる」ことは、働く期間が定年後に伸びたにもかかわらず、高齢社員にあてる」ことは、働く期間を生まないこと、あるいは成果を生むことが期を生まないことを想定していることを示しています。

らなのです。 ことが問題になるのは、 められているのかにあり、総額人件費の膨らむ 活用できているのか、賃金が貢献に見合って決 くると問題の核心は、 つながることがないからです。このようにみて 雇用することが総額人件費の膨張という問題に 献に見合って賃金が払われるので、高齢社員を す。それは、 総額人件費との関係に対する見方が変わりま うした方向に進むとすれば、高齢社員の賃金と 必要があることを説明してきました。企業がこ り、賃金は仕事の重要度などに見合って決める 得ない状況にあること、戦力化するには、業務 ニーズに合わせる需要サイド型の活用戦略をと これまで、企業は高齢社員を戦力化せざるを 会社が必要とする仕事に就き、貢 会社が必要とする仕事で それができていないか

4 おわりに

組みが大切です。 あるべきかを考え、そこから逆算するという取 の対応を考えるにあたっても、 いでほしいと思います。ですから「とりあえず」 取り組むべきテーマであるということを忘れな あっても、賃金制度の整備は長期的な観点から こで示された方向で対応することはむずかしい てほしいと思いますが、それとともに二つのこ ている会社には、それを参考にして賃金を決め するために賃金制度をどう設計するかについて とする企業は多いと思います。しかし、そうで 説明してきました。高齢社員の活用に苦労され とを強調して、この連載を終えたいと思います。 法律の要請に応えることに手いっぱいで、こ これまで6回にわたって、 高齢社員を戦力化 長期的にはどう

度を設計する。これがすべての出発点です。正社員なのか非正社員なのかに合わせて賃金制にているのかにかかわらないということです。にて相しているのかにかかわらないということです。定雇用するのかを考え、それに合わせて賃金制度を設計する。これがすべての出発点です。

高齢社員の

加齢で〝こころ〟はどう変わるのか

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授 増 本 康平

高齢社員の活躍を妨げる '老いること」に対する偏見が

第1回

そこで本稿では、高齢者の内面、、こころ、に焦点 る環境を整えていくためには、これまで以上に高 伸が見込まれるなかで、高齢者が活き活きと働け を当て、その変化や特性を解説します(編集部)。 齢者に対する理解を深めることが欠かせません。 高年齢者雇用安定法の改正により就業期間の延

はじめに

見に基づいて、加齢にともない心理機能がどの 法を組み合わせて解明する認知心理学です。こ すが、私の専門は、人の記憶、注意、感情、意 理カウンセリングを想像する人も多いと思いま することになりました。「心理学」と聞くと心 きました。この記事では、研究から得られた知 れまでに高齢者を対象とした研究を20年行って や脳イメージング計測、遺伝子解析といった方 思決定といった情報処理の仕組みを、心理実験 今月から「高齢社員の心理学」について執筆

> もなう変化にどのように対応できるのか、と いった点について、解説していきます ように変化するのか、またそのような老いにと

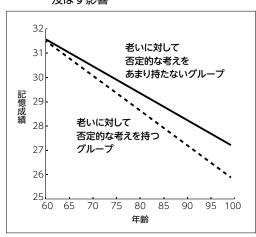
そのため老いに関する情報についてのニーズは ることもあります。 前だと思っている老いに対する前提が誤ってい けではありません。そのため、私たちがあたり す。ですが、それらの情報は必ずしも正しいわ 改善についてのさまざまな情報が溢れていま 高く、身体機能、認知機能の低下やその予防、 は世界で最も高齢化が進んだ超高齢社会です。 知識を持つことの大切さ」についてです。日本 第1回目のテーマは、「老いに対して正しい

思い込みや偏見「エイジズム. 年齢を理由にした根拠のない

ばれています。 ば、70歳を超えてプログラミングを勉強し、ゲー のない思い込みや偏見は、「エイジズム」と呼 するなんて」といった、年齢を理由にした根拠 う歳だから○○できない」、「もう歳なのに○○ きない」と考えるのは誤りです。このような[も るのですから、「年齢を理由に新しいことがで させられる高齢者もいます。歳をとってからで ブ」を70代半ばから始め、80歳を超えても完成 す。ルービックキューブのすべての面を記憶し、 れるはずがない」と思っていませんか? ない」、「高齢者に新しいことなんて身につけら も新しいことにチャレンジし、達成する人がい 目隠しで完成させる「目隠しルービックキュー ムのアプリケーションを作成した高齢者がいま 「高齢者は全体的に能力が衰えているに違い

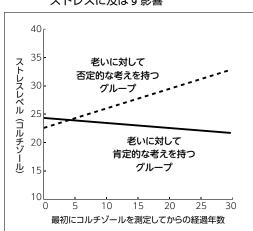
さまざまな機能に悪影響を及ぼす 老いに対する否定的な考えが

いまは若くても、生き続ければ例外なく私たち がちですが、エイジズムはそうではありません。 は歳をとり、いずれは高齢者になります。その 偏見や差別は他者に対して抱くものと思われ 図表 1 老いに対する考えが記憶成績の低下に 及ぼす影響



出典: Levy et al. (2012) ** 1 より抜粋、一部改変

図表2 老いに対する肯定的・否定的な考えが ストレスに及ぼす影響



出典: Levy et al. (2016)※2より抜粋、一部改変

たち、 す がってストレスが増加していることがわかりま 肯定的にとらえる人と比べて、 最初の計測からの経過年数を表しています。 分泌されるコルチゾールの量を縦軸に、 しています。 強く持っている人たちの記憶成績が顕著に低下 ねるにしたがい、老いに対して否定的な考えを 歳では記憶成績に差は見られませんが、 1) 老いに対して否定的な考えを強く持っている人 を、 に対して偏見を持っている人たちは、 ′持っていない人たちです。これを見ると、 縦軸は記憶の成績を表しています。 実線は老いに対して否定的な考えをあま 図表2はストレスを感じたときに 歳をとるにした 横軸に 歳を重 点線 60 老

老いを

薬を服用しても、

痛みがやわらぐプラセボ効果

成分的にはまったく効果が期待できない偽物の ね返ってくるのです。痛み止めの薬といわれて たときに、そのまま自分自身への評価として跳

があるように、人の思い込みの影響は馬鹿には

できません。実際、

老いに対する間違った思い

込みは、私たちにさまざまな影響を及ぼします

これまでの研究から自分に対して向けられるT

ため、

高齢者に対する偏見は、

自分が歳をとっ

て形成されます。 は必然ともいえます。 私 エ

躍できる環境を整えることにつながるはずです。 者を雇用する企業にとっても、 きるという気持ちを醸成し、 けるエイジズムを回避し、 も鈍るわけでもありません。老いに対して正 記憶が低下するわけでも、 つことで高齢社員のモチベーションを高め、 ンスを高めることにつながります。 い知識を持つことは、高齢社員が自分自身に 個人差はありますが、 加齢とともにすべての 歳をとっても活躍で 高齢者の判断が 仕事のパフォ 適切な知識を持 また、 いつ 活

正しい知識を知ること **|イジズムをなくすためには**

齢とともに機能が低下していく」という情報 能について報じることはあまりありません。 歳をとっても維持される、 いのか、加齢にともなう変化について正し ような心理機能に影響し、 に機能が低下するという認識を持ってしまうの 何度もさらされ続けると、加齢とともに全体的 アは、低下する機能に焦点をあてる傾向があ たちの思い込みは、 例えば、 裏を返すと、 普段接する情報によ テレビなどのメデ また反対に影響し あるいは向上する機 加齢がどの い 知 な

識を得る機会はほとんどないといえます

悪影響を及ぼすことがわかっています。

例えば、

図表1を見てください。横軸は年齢

でなく、

疾患からの回復を損ない、

寿命にさえ

イジズムは、

精神的健康の悪化や生活意欲の低

記憶を含む認知機能の低下につながるだけ

Levy, B. R., Zonderman, A. B., Slade, M. D., & Ferrucci, L. (2012). Memory shaped by age stereotypes over time. The Journals of Gerontology: Series B. 67(4), 432-436.

Levy, B. R., Moffat, S., Resnick, S. M., Slade, M. D., & Ferrucci, L. (2016). Buffer against cumulative stress: Positive age self-stereotypes predict lower cortisol across 30 years. GeroPsych: The Journal of Gerontopsychology and Geriatric Psychiatry, 29 (3), 141-146.

人事労務担当者にとって労務管理上、労働法の理解は重要です。 今後も労働法制は ときには重要な判例も出されるため、 日々情報収集することは欠かせません。 こうした法改正や重要判例の理解をはじめ、 人事労務担当者に知ってもらいたい Q&A形式で解説します

人事制度の見直し、定年後再雇用制度の改定 第31回

家永 勲 弁護士法人 ALG&Associates 執行役員・弁護士

人事制度の見直しについて

ため、 視されるべきともいえます。 争力を強化するためには、 われつつあります。むしろ、 の賃金体系を維持し続けることの合理性も失 す。一方で、雇用の流動性も高まりつつある た賃金体系により、 続年数に応じた賃金の昇給が予定されていま 長期的な雇用継続を視野に入れたうえで、 ることが多く、これらは成果主義とは異なり、 による賃金体系などが一般的に採用されてい 日本においては、終身雇用および年功序列 終身雇用および年功序列による旧来型 勤続年数以外の要素が重 能力や成果に応じ 企業における競 勤

おかなければ、就業規則の変更自体が無効と判断される可能性があります。

就業規則の変更による労働条件の不利益変更には、必要性と合理性が必要とさ

変更の程度が合理的といえる程度に抑えて

れます。変更前と変更後を比較して、

どに応じて賃金の変更(ときには減額)をとも 的な人事考課制度とする場合には、職務給的 想定しがたいといえます。 的な発想として、賃金や役職が下がることは 賃金を決定することを前提としており、 や役割に応じて賃金を決定し、職種の変更な る能力全般ではなく、現在遂行している職務 な発想が必要となり、 なうことも想定されていなければなりません。 るのではなく、労働者の能力全般を評価して また、同一労働同一賃金への対応を含めて、 労働者がたずさえてい 一方で、成果主義 基本

2

いるように見受けられます。

いますので、

人事制度を見直す企業も増えて

就業規則への影響

労働条件や賃金制度の見直しが必要となって

人事制度の見直しにおいて、 職能給的な制

用されており、

現在遂行している職務に応じ

職能給的な発想で運

事考課制度については、

旧来型の終身雇用および年功序列による人

就業規則・賃金規程を変更する際の留意点について知りたい

ています。既存の従業員の労働条件の変更も必要になるのですが、どのような点 このたび、人事制度の見直しにともない、就業規則や賃金規程の変更を検討し

に留意する必要があるでしょうか。

横たわっています。こには、就業規則の変更という法的な課題がを検討される企業も多くなっていますが、そ給的な制度(成果主義など)へ変更すること度(終身雇用および年功序列など)から職務

います。 業規則の変更に重点を置いて説明したいと思今回はほとんどの企業において課題となる就ついては、過去の掲載でも触れていますが、ついては、同意の取得や労働協約による変更に

となります。

とのに対してもないと考えられている一方で、いた賃金の決定や変更を制度の中に明確化すいた賃金の決定や変更を制度の中に明確化することが求められます。

そのため、少なくとも、降格およびそれにともなう減給を行うのであれば、それらに関して根拠を新たに具体のに定める必要があるほか、賃金規程の等級的に定める必要があるほか、賃金規程の等級制度においては、一度習得したとなります。

なお、変更内容の合理性のほか、就業規則が合には変更自体が無効となってしまいます。断されることになり、不合理と判断された場下の要素を考慮して、その変更の合理性が判は、労働契約法第10条に定められており、以就業規則の変更に関する基本的なルール

①労働者の受ける不利益の程度周知されることも必要です。

②労働条件の変更の必要性

④労働組合等との交渉の状況③変更後の内容の相当性

⑤そのほかの事情

のように考慮されているのでしょうか。更にともなう就業規則の変更においては、ど果たして、これらの要素が、人事制度の変

| 裁判例について | 人事制度の変更が争点となった

3

所事件・控訴審)があります。東京高裁平成18年6月22日判決(ノイズ研究事項が比較的明確に整理された事件として、の変更に関して、変更の合理性に関する考慮制度から成果主義の特質を有する人事制度へ過去の裁判例において、年功序列型の賃金

重要と思われるのは、①に関する判断のなうと思われます。 要するに、人件費カットを目的なられます。要するに、人件費カットを目的なして人事制度を見直すのではなく、人件費の適正分配を目的としたものであれば、後述のの道正分配を目的としたものであれば、後述ののではない要素を考慮している事例においるに、の後の目種事件の裁判例においいるで、従業員に対する賃金支払原資を減少さかで、従業員に対する賃金支払原資を減少さかで、従業員に対する賃金支払原資を減少さかで、従業員に対する賃金支払原資を減少さかで、従業員に対する賃金支払原資を減少さいで、

とが求められるといえるでしょう。とが求められるといえるでしょう。人事制度を変更する企業の目的や将来目ざすなどを理由に肯定されています。この点は、度に応じた処遇をするという経営上の必要性職務により有能な人材を投入し、重要性の程職のに、②変更の必要性に関しては、重要な

ので、留意しておく必要があります。は、近年の裁判例でもよくみられる傾向ですされています。労使間協議の重要性に関してこと、説明会を開催していたことなどが考慮こらに、④に関連して、合意には至らなかっさらに、④に関連して、合意には至らなかっ

不利益を受ける労働者からの訴えになりますも考慮されています。紛争が生じるとすれば、る不利益緩和措置が採用されていることなど者に対して2年間にわたって調整給を支給す最後に、⑤に関連しては、減給となる労働

も重要な取組みといえるでしょう。 ので、不利益緩和措置は紛争予防の観点から

撃ちして不利益を課すような人事制度の見直性(例えば、年齢が○歳以上など)をねらいなお、ほかの裁判例においては、特定の属

注意しておくべきでしょう。に一定の傾向がないかという点についても、になる労働者の洗い出しやその対象者の属性裁判例もありますので、不利益を受けることしに対しては、その変更の合理性を否定した



స్ట

定年後再雇用制度を改定する際の留意点について知りたい

うか。設けるほか、上限年齢を設定することを検討していますが、何か問題があるでしょ設けるほか、上限年齢を設定することを検討していますが、何か問題があるでしょこのたび、就業規則を変更して、65歳以降の継続雇用については、一定の基準を定年後再雇用の対象労働者について、65歳を超えて継続して雇用しています。



説明、または経過措置による不利益の緩和などが重要と考えられます。
があります。就業規則の改正においても、不利益を受ける労働者へのていねいなついては、高齢者であっても労働契約法により制限されることにも留意する必要有効性について紛争が生じるおそれがあります。また、労働契約終了の有効性に変更時に雇止めの対象となる労働者がいる場合には、就業規則の不利益変更の

定年後再雇用の限界について

れています。実際に労働可能な年齢も徐々ににより、70歳までの就業機会の確保がうたわています。また、高年齢者雇用安定法の改正継続雇用制度が多くの企業において採用され高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの

しょう。 けている企業も増加傾向にあるといえるで上昇しており、65歳以上の労働者を雇用し続

は、就業規則にも定めていない企業もあるで歳まで実施していくのかという点についているような企業は少なく、継続雇用制度を何の年齢をもってあらためて定年制を設定して一方で、60歳の定年制を超えて、65歳以上

しょう。

討することも必要でしょう。設定することや、継続雇用の基準の設定を検れる業務内容などをふまえて、一定の限度をしかしながら、労働者の健康状態と求めら

ではありません。 終了させることが当然に許されるというわけなりますが、65歳以上であれば、継続雇用をなりますが、65歳以上であれば、継続雇用を照らして、継続雇用の基準を満たさなかった照らして、総続雇用の基準を満たさなかった



労働契約法第19条継続雇用の終了と

労働契約法第19条は、①反復更新されたもで有期労働契約を締結しているでしょう。ている場合、多くの企業では、1年単位などの歳以上の労働者との間で継続雇用を行っ

働契約を終了させる場合には、労働契約法第働契約を終了させる場合には、労働契約が維持されることが定められています。な場合のいずれかに該当する場合には、契約の不更新が客観的かつ合理的な理由を欠き、の不更新が客観的かつ合理的な理由を欠き、の不更新が客観的かつ合理的な理由を欠き、か雇用として労働契約を継続していれば、党更新されるものと期待されることが定められています。また、有期雇用ではなく、期間の定めのない雇用として労働契約を継続していれば、党更新されたも労働契約を終了させる場合には、労働契約法第9条は、①反復更新されたも労働契約を終了させる場合には、労働契約法第

られることになります。
つ合理的な理由と社会通念上の相当性が求め16条による解雇権濫用法理により、客観的か

当然に認められるわけではありません。続雇用対象者だからといって、契約の終了がの規定が適用されることには変更はなく、継高齢者の継続雇用制度においても、これら



高齢者に対する保護

イダ軍をこのへには、5克をあってでに及う地裁立川支部令和2年3月13日判決)。て、契約の終了を行った事案があります(東直近の裁判例で、高齢者の継続雇用に対し

おいては、65歳をもって定年退当該事案においては、65歳をもって定年後の延長については承認制を採用して、定年後の延長については承認制を採用して、定年後の延長については承認制を採用して、定年後の延長については承認制を採用して、定年後の延長においては、65歳をもって定年退当該事案においては、65歳をもって定年退当該事案においては、65歳をもって定年退

断しました。 な事実をふまえて、労働契約が存続すると判法理が適用されることを前提に、以下のようおいても労働契約法第16条による解雇権濫用おいては、高齢者の継続雇用に

①定年後、特段明示的な承認の手続きを取

π

立証がなされていない。
②解雇するには、客観的かつ合理的な理由を終了させる意思表示にほかならない。



基準変更の就業規則の意味

19日判決)。 の裁判例もあります(山口地裁令和2年2月行った企業における、労働契約終了について継続雇用の基準を就業規則の変更によって継続雇用の事案とは若干異なりますが、

をはならない旨主張しました。 をで、従来は定めがなかったので、就業規則を を変更して5年を上限とする旨設定し、これを 変更して5年を上限とする旨設定し、これを 変更して5年を上限とする旨設定し、これを 変更して5年を上限とする旨設定し、これを 変更して5年を上限とする旨設定し、これを 変更して6年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して6年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して6年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して6年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して8年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して7年を上限とする旨設定し、これを 変更して8年を上限とする旨設定し、これを 変更して8年を上限とする旨設定し、これを 変更して8年を上限とする旨設定し、これを 変更して8年を上限とする旨設定し、これを 変更して8年を上限とする自設定し、これを 変更して8年を上限とする自設定し、これを 変更して8年を上限とする自設定し、10年を となる期限を明記して著名押印を得ていること となる期限を明記して著名押印を得ていること となる期限を明記して著名押印を得ていること となる期限を明記して著名押印を得ていること となる期限を明記して著名押印を得ていること

ではなかったことなどから、就業規則改正前ず、その業務態度等を考慮した実質的なものる労働契約更新手続きが形式的なものにすぎ裁判所の判断では、就業規則改正前におけ

されています。ても当該期待が消滅したとはいえないと判断則の変更に関する説明や契約書の記載によっれる合理的な期待が生じていた以上、就業規の時点において、すでに反復継続して更新さ

理性を欠くものと判断されています。いるだけであることなどを理由に、客観的合用継続したくない」の4段階)が用いられて用継続したい」、「雇用継続をためらう」、「雇が主観的な表現(「ぜひ雇用継続したい」、「雇 また、更新基準に関しても、その判断基準

要と考えられます。を行う場合には、客観性を確保する必要があります。客観性の要素としては、手続きとしります。客観性の要素としては、手続きとしめます。客観性の要素としては、手続きとしいては主観的な基準を含んでいることなどが重な値化可能な基準を含んでいることなどが重な値化可能な基準を含んでいることなどが重ながあります。と、基準の設定を考えられます。

あるでしょう。 また、改正の手続きにおいても、不利益を あるでしょう。 でしょう。 でが必要となります。 理解が得られないこと をが必要となります。 理解が得られないこと をが必要となります。 理解が得られないこと における対象者には経過措置として適用対象 における対象者に対しては、特にていねいな はいるでしょう。

と呼ぶこともあります。

方で「**昇進**」は**図表**では

「役職」と書かれ

第7回

「昇格・昇進」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

とを この昇格と昇進の違いを押さえておいてくださ がっていくことを「昇進」と呼びます。 職になるほど大きくなります。この役職が上 長補佐の権限や裁量がもっとも小さく、上の役 の程度を示すものになります。こちらも下の課 た部分にかかわってきます。役職は権限や裁量 なお、昇格・昇進とは逆に下がっていくこ 「降格・降職」と呼びます。 まずは、

「昇格」と 「昇進」 一の違い

制度 級に配置しますが、等級=格とみなして「格付 といいます。各社員を本人のレベルにあった等 ほど高くなります。この上への移動を のレベルがもっとも低く、上の等級に移動する 分になります。1等級が求められる役割や能力 では1等級~M2等級までの記号で書かれた部 務に必要な能力を定める区分のことです。 連載第1回(本誌2020年6月号)の した図表を使って説明します。 解するのはむずかしいので、 混同されることが多い用語です。文章だけで理 昇格」 で解説しましたが、求められる役割や業 昇進 は言葉も似ていますし、 「等級体系」を表 等級については 昇格 一人事

図表 等級体系

〈等級〉 〈役職〉 昇格 昇進 管理職 M2等級 部長 担当部長 M1等級 課長 担当課長 課長補佐 5等級 4等級 般職 2等級 1等級

出典:筆者作成

昇格・ 昇進とポスト

役職、 しかし、「ポスト」という観点から一体化はむ ずかしいといえます。ポストとはいろいろな解 いかと疑問を感じる方もいるかもしれません。 かれているから複雑になるのであって、 ここまで解説したところで、等級と役職が分 昇格・昇進を一体化したらよいのではな 等級

第1回(6月号)~第6回(11月号)はホームページでご覧になれます。

エルダー 人事用語辞典

検索。

人事用語辞典

のように、実際の役割に則しているのは役職で の場合、課長の候補者となり得るのは5等級に ることを示すために、等級というレベルを示す 役割をになう役職です。この場合は部長も担当 ります。組織長ではないが、部長並みに重要な も上がらないという現象が起きます。そこで、 釈のある用語ですが、人事では 分離することになります。 るという理由から、 を同等級に配置したほうが、機動的に運用でき すが、その役職の就任に該当するレベルの人材 配置されている人材ということになります。こ するために、等級による区分が必要です。図表 の候補者としてのレベルに達しているかを判断 **表**では「一般職」)であっても、だれが組織長 区分が必要となります。また、役職者未満 部長も同格(同じ難易度の役割をになう)であ 当部長」という役職を置いて処遇することがあ 図表のように部長と同格だが、組織長でない「担 るとしばらくはほかの社員が昇進できず、報酬 なります。組織長は1名でないと指揮命令系統 えば、組織図上の部組織の長は役職では部長と ため、部長も1名となります。ところが、ポス (「レポートライン」とも呼びます)が混乱する トにはかぎりがあります。だれかが組織長にな (組織長)〟ととらえて間違いはありません。 等級・役職、 が組織の責任者 昇格・昇進は 。 図

「管理職」と「管理監督者」は異なる

理監督者』は労働条件の決定その他労務管理に ついて経営者と一体的な立場にある者をいい、 準法における管理監督者の範囲の適正化のため 場になるため、このように呼んだりするのです 断します」とあります。 容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判 まるかどうかは、 の制限を受けません。『管理監督者』に当ては 労働基準法で定められた労働時間、 に』(2008年)というパンフレットには、「『管 本稿で触れておきます。厚生労働省の『労働基 格・昇進並みに混同されて使われているため なるという点に注意が必要です。この二つも昇 が、労働基準法第41条の「管理監督者」とは異 社が多くあります。文字通り組織を管理する立 対応する等級に昇格すると「管理職」と呼ぶ会 課長・部長などの組織長への昇進、 役職名ではなく、その職務内 休憩、休日 もしくは

者に該当しないとなると「賃金未払い」の状態支給対象外ですが、そもそも管理職が管理監督ケースも見られます。真に管理監督者であればしていないにもかかわらず、管理監督者とみならでいる役職者には、要件を満た

談することをおすすめします。は、弁護士や社会保険労務士などの専門家へ相理監督者に該当するかどうか疑問に感じる場合になるため注意が必要です。自社の管理職が管

高齢者雇用と昇格・昇進

的な対応となり、 少なくとも定年時には役職を外れたうえで、再 50~55歳あたりで昇格・昇進がストップするの 後の70歳までの長期雇用を見据えると、昇格・ 昇進もない状態が多く見られます。しかし、本 雇用へと切り替えることがほとんどです。その る「役職定年」を導入している会社もあります。 が一般的で、一定年齢に達すると役職から外れ する可能性にも触れておきたいと思います。 昇進と年齢を切り離して考えた方がむしろ現実 あったところ、昨今の人手不足により代わりの 来は後進に道をゆずる意味も込めての措置でも ため、0歳以上の雇用については役職も昇格! 人材がいないという事情もあります。また、今 昇格・昇進の話に戻ります。多くの会社では 本人のモチベーションに寄与

₩ *>

手当」について取り上げる予定です。 次回は、最近話題になることが増えている「**諸** 今回は「昇格・昇進」について解説しました。

えるだぁ最前線

^働き方改革 ~ を推進 将来も生き残れる会社になるために

37人) である。 ワークを導入している先駆的企業が、向洋電機 錯誤する企業が多いなか、 土木株式会社(本社:神奈川県横浜市、従業員 入する企業が増えている。 から離れた場所で勤務する「テレワーク」を導 として、自宅やサテライトオフィスなど、会社 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策 10年以上前からテレ 初めての導入に試行

の設計・施工を手がける同社は、専門性に特化 した企業が多い業界において、戸建て住宅から 1965 (昭和40 年の創業以来、電気設備

「社内のルールや業界としての慣習など、会社

長時間労働が常態化していた。横澤部長が

《本事例のポイント》

- ・ 建設現場の事務所をサテライトオ フィス化することにより、全社員 を対象としたテレワークを実現。
- ウェブカメラやタブレットなどの 活用で、ベテラン社員が遠隔での 作業をチェックすることが可能に。
- 社員が働きやすく働きがいのある 職場環境を推進することにより、 高齢社員にとっても働きやすい職 場になった。

て思う存分力をふるってほしい』といわれ、や えたい』という社長の思いを知ったことと、 回にわたり話し合うなかで、『いまの会社を変 働く気はありませんでした。しかし、社長と数 護もあったので、正直なことをいえば、当初は いて「前職とまったく異なる業界ですし、父の介 成19) 年に入社した。横澤部長は入社経緯につ て向洋電機土木の社長に請われ、2007 H〇・広報部部長の横澤昌典氏だ。横澤部長は がいのある職場環境の実現に寄与している。 『チェンジエージェント (変革の推進者) とし 父親の介護のために退職。その後、 大手商社に勤務し、海外駐在などで活躍したが がいを感じました」と語る。 当時の向洋電機土木は、 同社のテレワークを推進してきた人物が、C 建設業界の例に漏れ 知人を介し

組みは、高齢社員にとっても働きやすく、働き 業の業績を向上させている。こうした同社の取 での業務が多い建設業界において、同社は全社 社員の働きがいや能力の向上にも結びつけ、企 より、作業効率を高めてコストを削減。さらに 員がテレワークを活用できるようにすることに 広く対応できる技術力を強みとしている。 マンション、公共施設、 大規模商業施設まで幅

建設業に従事する社員のテレワークを推進し 高齢社員にとっても働きやすい職場環境を実現

冒機土木株式会社

は入社を決意した。 は入社を決意した。 は入社を決意した。 は入社を決意した。 は入社を決意した。 は入社を決意した。 にはいかないから、会社を生き残れる組織にしたい。変える力を持っている人が会社を中からたい。変える力を持っている人が会社を中からたい。変える力を持っている人が会社を中からたい。変える力を持っている人が会社を中からではないか」との社長の言葉を聞き、横澤部長ではないか」との社長の言葉を聞き、横澤部長は入社を決意した。

援する社長との二人三脚で進められていった。担当する横澤部長と、その取組みを背後から支このようにして、同社のテレワーク導入は、

社員の意識改革と業務の可視化テレワークの実現に不可欠な

ツールなどの整備が欠かせないが、最も重要なとで、働きやすく働きがいのある職場を実現するとともに、コストを削減し企業の業績を向上させることである。その一環として、2008年1月からテレワークをスタートさせた。 サールなどの整備が欠かせないが、最も重要なツールなどの整備が欠かせないが、最も重要な

改善しない。
する社員の意識が変わらなければ長時間労働は組みとしてテレワークを導入しても、仕事に対のは、社員の理解を得ることである。いくら仕

をこで、横澤部長が最初に取り組んだのが、 生産性に対する意識の低い社員の意識改革だった。例えば、女性社員がほかの社員の机を拭いたりお茶をいれたりすること、仕事中の喫煙所での喫煙や無駄話など、勤務時間中に本来の業での喫煙や無駄話など、勤務時間中に本来の業人時間労働の一因となっていた。横澤部長は、長時間労働の一因となっていた。横澤部長は、大力でおかしいと感じたことを一つひとつ見つ社内でおかしいと感じたことを一つひとつ見つ社内でおかしいと感じたことを一つひとつ見つ社内でおかしいと感じたことを一つひとつ見つるまで根気強く指導を続けていった。

律的に働くことが前提となる。そのため、一人 を割り振るようにした。テレワークを実施する を割り振るようにした。テレワークを実施する を割り振るようにした。テレワークを実施する を割り振るようにした。テレワークを実施する を割り振るようにした。テレワークを実施する には、個々の社員の業務を明確にし、社員が自 には、個々の社員の業務を明確にし、過少な仕事量 を割り振るようにした。テレワークを実施する には、個々の社員の業務を明確にし、社員が自 には、個々の社員の業務を明確にし、社員が自

> ていった。 談を行いながら、テレワーク導入の下地を整えひとりの業務を可視化していき、社員と個人面

「仕事に対する考え方や抱えている悩みなどに出事に対する考え方や抱えているはなく、各社社の考えを一律に押しつけるのではなく、各社社の考えを一律に押しつけるのではなく、各社社の考えを一律に押しつけるのではなく、各社は、社員一人ひとり異なります。ですから、会は、社員一人ひとり異なります。ですから、会は、社員一人ひとり異なります。

順次テレワークを導入していく形を取った。そして、会社の取組みを理解できた社員から、

移動にかかるコストを大幅に削減現場事務所をサテライトオフィス化-

現場へと向かう。そして、一日現場で作業したなどを持ったり、申し送りを行ったりした後にと。横澤部長がまず着目したのが、自宅・めること。横澤部長がまず着目したのが、自宅・めること。横澤部長がまず着目したのが、自宅・会社・現場間の移動だった。電気設備工事は、会社・現場間の移動だった。電気設備工事は、会社・現場間の移動だった。電気設備工事は、はどを持ったり、申し送りを行ったりした後になどを持ったり、申し送りを行ったりした後になどを持ったり、申し送りを行ったりした後になどを持ったり、中し送りを行ったりした後になどを持ったり、中し送りを行ったりした後には、社内の業務を一通り調査・把握



せることをうながしていった。

することで、社員が会社の方向性に意識を合わ

勉強会への出席率の高さなどである。

そう

トパソコンは全社員に一律に貸与するのではな

会社が社員に貸与するようにした。ただし、ノー もアクセスできるようにし、ノートパソコンを

て貸与するようにした。例えば、利益率の高さ く、会社に寄与した割合の高い社員から優先し

現場の近くで休憩や昼食を取るために使用して かかる時間を短縮するために、 いる現場事務所の活用を思いついた。現場事務 にかなりの時間が費やされていた。この移動に た。つまり、自宅と会社と現場を移動すること い、それから帰宅するという流れが一般的だっ 会社へ戻って日報の作成・提出などを行 横澤部長は建設

業務にかかわる書類をデジタル化して外部から あっても、在宅での勤務が可能になる。そこで、 るようにする必要がある。 ばできない業務を削減し、現場事務所でもでき 育児や病気・ケガなどで出勤できない事情が また、それを実現するには、会社にいなけれ そうすれば、介護

会社に立ち寄る手間をなくすことができる。 る業務をそこでできるようにすれば、わざわざ 所をサテライトオフィス化し、会社で行ってい

ベテラン社員の現場チェックの負担を軽減 ウェアラブルカメラを活用することで

後は、

用することができる。したがって、なかにはテ 社員が業務内容とその進捗に合わせて柔軟に利 ていない社員でも利用可能だ。テレワークは全 ていない場所でのテレワークは認められていな 各現場のサテライトオフィスと自宅で可能に の社員もいる。 レワークの割合が多い社員もいれば、月0時間 いが、サテライトオフィスはその現場を担当し なっている。セキュリティ上、会社に許可され 向洋電機土木が導入したテレワークは、現在、

ネットによるビデオ会議ツールを活用すること 化を図っている。打ち合わせや会議は、インター とによってテレワークを可能にし、 同社は、さまざまなITツールを活用するこ 業務の効率

> く場合、 降は、 澤部長が社員のニーズの高いテーマをあらかじ スや自宅からでも参加できるようになった。 があったりした。しかし、テレワークの導入以 員がいれば到着するまでほかの社員が待つ必要 がたいへんだったり、会社に戻るのが遅れる社 で、離れていてもできるようにした。会議を開 め複数ピックアップして開催しているが、これ た、会議の録画を後から視聴することを可能に 手間のかかる議事録や報告書などをなくし 社内では勉強会も活発に行われており、横 会社に戻れない社員はサテライトオフィ かつては全員が揃う日程を調整するの

社では、オープンソースのSNSソフトを導入 に役立てている。 入し、マニュアルや仕様書の作成・更新・ 自由に書き込めるコラボレーションソフトを導 に、社員の間で技術を共有するために、社員が して社員間のコミュニケーションに活用。さら 情報をいかに共有するかがより重要になる。同 また、社員が分散して働くテレワークでは、 にもビデオ会議ツールが活用されている。

要なタイミングでのチェックや相談ができない い場合、 員が現場に行かなければならなかったため、 としたり、現場の施工に関する悩みを相談した 若手社員が現場で作業状況のチェックを必要 以前はチェックを担当するベテラン社

社や現場事務所などの離れた場所から動画でリ メラを現場で働く社員のヘルメットなどに装着 という問題があった。そこで、ウェアラブルカ アルタイムにチェックすることも行われている。 したり、タブレット端末を活用することで、

スキルアップに充て業績を向上業務の効率化で空いた時間を

中小企業でも取り組みやすくなっている で環境を構築しており、 社では無料のツールやサービスを活用して自前 ための初期費用がかかるイメージがあるが、 テレワークの導入にあたっては、環境整備の 経営資源のかぎられた 同

ると、 時間→1800時間にそれぞれ削減されている ばかりの2008年度と2017年度を比較す 減につながっている。テレワークのみの効果と ルの改善などに充てるとともに、労働時間の短 2万4938kwh、 る年間ガソリン消費量は3万4千ℓ→2万75 はいい切れないものの、 ち寄る必要が減った分、 同社では、 テレワークの導入は、現場の社員が会社に立 社員は増えたにも関わらず、移動にかか 会社の電力使用量は3万2千kwh こうして浮いたコストをITツー 平均労働時間は2100 テレワークを開始した 残業代などコストの削

> 同社の求人には全国から数百名もの応募が集ま 度には18億円へと倍増している。さらに、テレ のスキルアップの結果、入札できる案件も増え、 にサポートしており、資格取得者が増加。 に講習会を開催するなど、社員の学習を積極的 など業務に関連する資格取得などのスキルアッ 縮で空いた時間を、 るようにもなった。 ワークの先進企業として有名になったことで、 売上げは2008年度の9億円から2017年 プに充てることを奨励している。社内で定期的 1級電気工事施工管理技士 社員

ウェアラブルカメラの導入による遠隔での確認 い職場環境の実現にも寄与している。 また、テレワークは高齢者にとっても働きや 特に

す



現場の状況をタブレット端末を使って撮影し、会社・現場事務所など にいるベテラン社員と共有し、リアルタイムでサポートが可能となる

減につながっている。高齢者はテレワークなど 横澤部長は「テレワークが本人にとって有意義 の新しい働き方になじみにくいといわれるが、 ことでクリアできます」と話す。 であることをきちんと説明し、 シニアになっても能力を発揮できるように 理解してもらう

は、ベテラン社員が現場まで足を運ぶ負担の軽

教え方を身につけさせる

継承は、 するスキルの必要性を訴えた。 もの」、「先輩のやり方を盗むもの」という慣習 だった。 澤部長が特に課題と感じたのが仕事の教え方 は、ベテラン社員に対して、自分の技術を伝承 キルを身につけてこなかった。そこで横澤部長 が根づいていたため、ベテラン社員は教えるス が、同社では長年にわたり「仕事は見て覚える 当初、 高度な技術力を維持するうえで重要だ ベテラン社員から若手社員への技術の 社内の業務内容を整理するうえで、 横

た方がいい』と説明しました。特にこれからの のよさを活かして後輩に教えられるようになっ をつくるスキルの両方を身につけて、それぞれ ます。そのため、『伝えるスキルとマニュアル 体力が衰えてきても活躍し続けることができ 「教えるスキルを身につければ、 高齢になっ

の重要性を訴えました」
してきます。そういう人たちに対しては特に教してきます。そういう人たちに対しては特に教えるスキルが重要になります。自分自身の10年えるスキルが重要になります。自分自身の10年と (まつま) おりが (まつま) おりが (まつま) が (まつま)

そう語る横澤部長は、ベテラン社員が実際にそう語る横澤部長は、ベテラン社員が実際に指導を行った。最初のうちは、「そんないい方指導を行った。最初のうちは、「そんないい方で話すの?」とダメ出しの連続だった。しかし、で話すの?」とダメ出しの連続だった。しかし、で話すので記えてくれなければ、あなたの評価はな自分の役割に気づいたという。また、当初は「怒る」と「叱る」の違いを知らない社員が多かったとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』と怒るのたとも話す。「『そんなんじゃだめだ』ととないい方が、『ただ怒るだけでは相手の心には響かないが、『ただ怒るだけでは相手の心には響かないから意味がないよ』といって、何がだめでどうすべきかをわかるように指導することの大切さを伝えてきました」

歳を過ぎても活躍し続けて会社に貢献してもらる。そのような状態になるのを未然に防ぎ、60なかには過去の経歴を引きずってしまう人もいかでやりがいを失うケースが少なくない。また、かくの企業では、60歳を過ぎると、会社のな

横澤部長は話す。 て早くからスキルを高めていくことができるとえるべきであり、そうすれば、その目標に向けてもやりがいのある仕事があることを社員に教うためには、会社が早い時期から、シニアになっ

「高齢になれば、若いころと同じようには働けませんから、年齢に応じたワークスタイルにシフトしていかなければいけません。そのことを説得するのに1~2年、新たなワークスタイルを引う。その間に、どのようなワークスタイルを習う。その間に、どのようなワークスタイルを習待させるべきか。彼らが自分のプライドを満足させつつできる仕事が、若手の教育なのではないかと思います。その内容はもちろん、実務に結びつくものでなければなりません。そのためには、体験談を語るだけでは不十分ですので、本人がその技術をきちんと教えられるレベルになる必要があるのです」

向洋電機土木では、60歳定年でその後は再雇向洋電機土木では、60歳定年でその後は再雇をにより、若手に技術を教える指導的なポジをにより、若手に技術を教え方を習得してきたことにより、若手に技術を教える指導的なポジとにより、若手に技術を教える指導的なポジションで活躍している。

「トップのやる気と担当者の本気度」テレワークを成功させるために必要なのは

バイル端末などのツールさえあれば生産性が上 の提案が社内で導入できたのは、ひとえに社長 指導力が不可欠です。入社して間もなかった私 じめ想定して導入することが重要です。そして、 ことが必要です。同時に、個々の社員の働き方 が本気になって社員一人ひとりと向き合い、テ のやる気と担当者の本気度」が必要だと話す。 業がテレワークを成功させるためには「トップ がると思われていること。横澤部長は、中小企 の後押しがあったからにほかなりません」 それらの取組みを認め、支えていくリーダーの クを可能にすれば効果が得られるかを、あらか の状況を把握したうえで、どのようなテレワー レワークの持つ意義を理解できるまで話し合う ことに否定的なものです。それだけに、担当者 「人は、いままでの考え方や働き方を変える テレワークの導入で誤解されがちなのは、モ

る企業という観点からも、大いに注目される。電機土木。同社の取組みは、高齢者が活躍でき賞を受賞するなど、高い評価を受けている向洋総務省『テレワーク先駆者百選』で総務大臣

(取材・増田忠英

日本史にみる長寿食

F 0 0 D **326**

風邪に負けるなホウレンソウ

食文化史研究家 ● 永山久夫

ポパイはなぜ強いのか

ポパイは強い! 巨漢に襲撃されて大ピンチになると、ポケットから取り出した缶詰めのホウレンソウを食べます。すると、ポパイの腕の筋肉がむくむくと山のように盛り上がって、怪力を発揮するのです。

次の瞬間、ポパイのアッパーカットで巨漢は ノックアウト。実に痛快です。

これはアメリカマンガのひとコマですが、ホウレンソウがいくらすばらしい野菜といっても、これほどの即効性はありません。

ホウレンソウの豊富な栄養を、ポパイを通して、マンガ的にオーバーに表現したものです。ホウレンソウを常食すると、ポパイのように強い男になれますよ、という効果をアピールしたかったのだと思います。

事実、ホウレンソウは栄養の宝庫です。β-カロテンをはじめビタミンB1、B2、B6、C、E、K、ナイアシン、葉酸に加えてミネラルではカリウム、カルシウム、マグネシウム、鉄、亜鉛など。さらに、腸の環境を整えて善玉菌を増やし、免疫力を高める食物繊維もたっぷり。緑黄色野菜のなかで

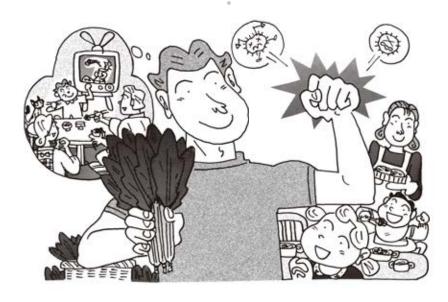
もトップクラスの、長寿効果の高い野菜といって もよいでしょう。

免疫力を強化しよう

ホウレンソウは1年中出回っていますが、旬は冬です。ビタミンCの含有量(100gあたり)を調べてみても、冬場は60mgなのに対して、夏物の場合は20mgしか含まれていません。

また、人間の老化はくい止めることができませんが、老化現象の出現を先送りして、遅らせることは可能です。つまり、アンチエイジングです。老化の進行と深くかかわっているのが、活性酸素の攻撃による細胞の酸化、つまりサビ化現象。これを防いでいるビタミンがビタミンC、E、β-カロテンの若返りトリオです。この三大抗酸化ビタミンがホウレンソウにはたっぷり含まれています。特に旬を迎える冬期の、葉が濃緑色で肉厚なホウレンソウなら理想的です。

冬は風邪やインフルエンザの流行する季節ですが、今年はコロナ禍も終息していません。常に病原菌に対する免疫力を強くしておくためにも、ビタミンCを欠かさないようにしましょう。



高年齢者活躍企業コンテスト

~生涯現役社会の実現に向けて~

高年齢者がいきいきと働くことのできる 創意工夫の事例を募集します

厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 主催

高年齢者活躍企業コンテスト※は、高年齢者が長い職業人生のなかでつちかってきた知識や経験を職場等で有効 に活かすため、企業などが行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行います。

優秀企業等の改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業などにおける雇用・ 就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組みの普及・促進を図り、生涯現役社会の実現を目ざしていきます。 多数のご応募をお待ちしています。

令和3年4月1日施行の高年齢者雇用安定法改正にともない、高年齢者が一層活躍できるよう70歳までの就業確保が努力義務化されたことから、 名称を変更しました(旧:高年齢者雇用開発コンテスト)。

取組内容

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわりなく生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業 などが行った雇用管理や職場環境の改善に関する創意工夫の事例を募集します。なお、創意工夫の具体的な例示として、 以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内容(例示)
高年齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度の導入 ②賃金制度、人事評価制度の見直し ③多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 ④創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)の導入* ⑤各制度の導入までのプロセス・運用面の工夫(制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し)等
高年齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組み	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組みや高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み(IT化へのフォロー、危険業務等からの 業務転換) ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーション の推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施 等
高年齢者が働き続けられるための 作業環境の改善、健康管理、 安全衛生、福利厚生 の取組み	①作業環境の改善(高年齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮) ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組み(体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策) ④福利厚生の充実(休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制)等

- 「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。
 - ① 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 - ② 70歳まで継続的に、「a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会 貢献事業」に従事できる制度の導入

1. 応募書類など

- イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラストなど、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付
- 口. 応募様式は、各都道府県支部高齢・障害者業務課にて、紙媒体または電子媒体により配布します。また、当機 構のホームページ(https://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity02.html)からも入手できます。
- ハ. 応募書類などは返却いたしません。
- 令和3年3月31日(水)当日消印有効 2. 応募締切日
- 各都道府県支部高齢・障害者業務課へ提出してください。 3. 応募先

応募資格

- 1. 原則として、企業からの応募とします。
- 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
 - (1) 平成30年4月1日~令和2年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
 - (2)「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実 施及び企業名の公表について」(平成 29年1月20日付け基発0120第1号)及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事 業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」(平成31年 1月25日付け基発0125第1号) に基づき公表されていないこと。
 - (3) 令和2年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の 行政処分等を受けていないこと。
 - (4) 令和2年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
 - (5) 令和2年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
- 3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度を導入(**)し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、 いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていることとします。
 - ※ 高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。
- 4. 応募時点前の各応募企業における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上 である労働者がいないこととします。

【厚生労働大臣表彰】 【独立行政法人高齡·障害·求職者雇用支援機構理事長表彰】

最優秀賞 1編 優秀賞 若干編 優秀賞 2編 特別賞 若干編

特別賞 3編

※上記は予定であり、次の「V 審査」を経て入賞の有無·入賞編数等が決定されます。

学識経験者などから構成される審査委員会を設置し、審査します。

令和3年9月中旬をめどに、厚生労働省および当機構において各報道機関などへ発表するとともに、入賞企業等には、 各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組み事例は、厚生労働省および当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、本誌およ びホームページなどに掲載します。

作権など

提出された応募書類の内容にかかわる著作権および使用権は、厚生労働省および当機構に帰属することとします。

お問合せ先

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部 研究開発課 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号

TEL: 043-297-9527 E-Mail: tkjyoke@jeed.or.jp

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課 連絡先は65頁をご参照ください。

みなさまからの ご応募を お待ちしています



過去の入賞企業事例を公開中! ぜひご覧ください!

当機構の「65歳超雇用推進事例サイト」では、「65歳超雇用推進事例集」の掲載事例、「コンテスト上位入賞企業の 事例」を検索・閲覧できます。

このほか、「過去の入賞事例のパンフレット」をホームページに掲載しています(平成23年~29年度分)。

「jeed 表彰事例 資料」でご検索ください。

jeed 65歳超 事例サイト 検索(m)



企業や個人にもたらすメリットや新制度創設に向けた動きも紹介

男性の育休

管理職の役割

シリーズ ダイバーシティ経営

家族・企業・経済はこう変わる



小面积图 天野 級 経済はこう変わる 出口治明 こせろよしえ あまの たえ 小室淑恵、天野 妙

得を促進するねらいがある。 風土を変えていく制度をつくり、男性の育休取 いるものの、実際の取得率は7%台という水準 性社員の8~9割が育児休業の取得を希望して 省で進められている。背景には、現在の若手男 にとどまっているからだ。社会の意識や企業の 育児休業制度の創設に向けた検討が、 子どもが誕生した直後の父親に対する新たな 厚生労働

体の周知義務の必要性や施策も述べている。 メリットなどを紹介し、企業に対する男性の育 七つの誤解、男性育休が企業や個人にもたらす 体と少子化対策の関係、男性の育休にまつわる 見と豊富なデータ、企業事例を交え、男性の育 あるダイバーシティ推進や働き方改革からの知 の方向性までまとめた一冊。著者の専門分野で 知識から、取得が広がらない実態と要因、 本書は、男性の育休に関する基本的な制度や 今後

男性が育休を取りやすい制度や企業風土が

当者におすすめしたい。 でも参考になる点が多く、 例が特に興味深い。

高齢者雇用を推進するうえ

経営者や人事労務却

の両立」などが予定されているこのシリーズを、

女性のキャリア支援」、

「仕事と子育て・介護

本コーナーでも順次紹介していきたい。

上などさまざまなメリットをもたらしている事

社員や部下の成長、

上司のマネジメント力の向

メンバーの多様性が高まることは間違いない。

高齢者雇用の推進も含めて、これから職場の

この巻に続いて、「多様な人材のマネジメント」、

優秀な若手人材の採用や定着をはじめ、

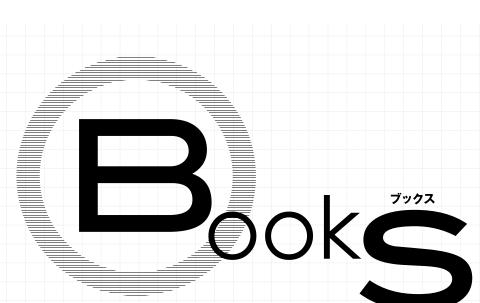
周囲の

職場レベルでの取組みを主導するキーパーソンに焦点をあてる

バランスの支援」などの切り口により、 理職が直面する課題」、 ティ経営の基本書」として、その主要な論点を 武石恵美子氏とともに責任編集者を務める新シ 解決策が示されている。 がもたらす影響と管理職」、「管理職の役割」、「管 成否を左右するキーパーソンといわれる管理職 取り上げ、経営者や人事労務担当者をはじめと 業の考え方が変化を見せるなか、 リーズの刊行がスタートした。人材に対する企 佐藤博樹氏が、 に焦点をあてた。具体的には、「ダイバーシティ となることが期待され、ダイバーシティ経営の マネジメントに着目し、その中核的なにない手 とをシリーズ刊行の目的として掲げている。 この巻では、職場レベルでのダイバーシティ・)た関係者に向けて、有益な情報を提供するこ ワーク・ライフ・バランス研究の第一人者 女性労働の研究者として著名な 「部下のワーク・ライフ・ 「ダイバーシ



中央経済社 2500 円+税



※このコーナーで紹介する書籍の価格は、「本体価格」(消費税を含まない価格)を表示します

■ 1 on 1の対話レッスン

弘兼流「老春時代」を愉快に生きる

10n1の 対話レッスン アンランク上のコーチング *※基準

本間達哉 著/ 経団連出版/ 1400 円+税

1 の 1 を紹介する。

なっている。 社員一人ひとりが手軽に活用できる指南書と く説明されており、人事労務担当者はもちろん、 容によってエクササイズの進め方もわかりやす 章を通じて20のレッスンが収められている。 いかける」、第4章 第 1 章 「実践する、そして分かち合う」まで、 「心から聴く、 「まず、 向かい合ってみる」から、 そして返す」、第3章 「伝える、振り返る」、 全5 第 5 問 第

人生の後半を愉しく快適にする歩み方、働き方とは

本書は、「まだまだやりたい仕事はたくさんあであり、連載スタートの1983年から、いまをリーズは、サラリーマンを描いた漫画の代表シリーズは、サラリーマンを描いた漫画の代表をお絶大な支持を集めている。 代表作 [島耕作] 教者の弘兼氏は1947 (昭和2) 年生まれ。

本書は、一まだまだやりたい仕事はたくさんある」という73歳現役の弘兼氏が、コロナ禍で変化を余儀なくされているライフスタイルをふまき時代」は著者が考えた「第2の青春」を表す言葉で、「セカンドキャリアの中で、変化を恐れ言葉で、「セカンドキャリアの中で、変化を恐れて、新しい自分に出会う。それがあなたの『老りて、新しい自分に出会う。それがあなたの『老時代』です」と同世代へエールを贈る。本書は、一まだまだやりたい仕事はたくさんある。

のヒントが得られる一冊になりそうだ。 関係性を維持していく」こと、「どんな役職に対け、とりも「どんな仕事をするか」が大切、就くか」よりも「どんな仕事をするか」が大切、就くか」よりも「どんな仕事をするか」が大切、就くか」よりも「どんな仕事をするか」が大切、就くか」よりも「どんな仕事をするか」が大切、就くか」との「死ぬまで働く」ことは「死ぬまで誰かとの「死ぬまで働く」ことは「死ぬまで誰かとの

ているので、

実務にも役立つ。

思われる、

最近のトピックについては、

コラム

という形で「在宅勤務」や「兼業」、「LGBT」、

「ディーセント・ワーク」などが取り上げられ



弘兼憲史 著/ がいりょうしゃ 海竜社/ 1000 円+税

労働法

がれたともこれ田知子、

長谷川 能 著/ 弘文堂/

2800 円+税

知識をワンランク深掘りしたい人のためのテキスト

されており、 とともに、 でまとめられている。 礎をしっかりと学べるように企画されたテキス りどころとなる労働法の知識をいま一度整理す される。各事業所における適切な雇用管理のよ 4月1日からは改正高年齢者雇用安定法が施行 トである。 の雇用社会の変化を意識しながら、 る、絶好のタイミングではないだろうか。 的とした労働法の改正が相次いだ。さらに来年 労働法のテキストは数あるが、本書は、 ここ数年、 法律の制定や改正とその背景が平易な表現 労働法の基本的なテーマや制度の仕組 多くの裁判例もしっかりとフォロー 大学の講義での使用を目的にしてい 職場でも話題となることが多いと 働き方を抜本的に見直すことを目 そして、 詳細な判例索引 労働法の基

とって価値あるテキストになるだろう。としての知識をワンランク深掘りしたい人に腰を据えて労働法と向き合い、人事労務担当者の実務に役立てるというわけにはいかないが、



行政・関係団体

厚生労働省 開始分・2次募集)」の実施団体候補を決定「生涯現役促進地域連携事業(令和2年度

する、高齢者に対する雇用創出や情報提供などと 者や金融機関等と連携する「協議会」などが提案 和2年度開始分・2次募集)」の実施団体候補とし いった高齢者の雇用に寄与する事業構想のなかか 同事業は、地方自治体が中心となって労使関係 厚生労働省は、「生涯現役促進地域連携事業(令 「連携推進コース」1団体の採択を決定した。

画」などに基づき、地域の実情に応じた高齢者の は最大3年。 2020 (令和2) 年度は、「働き方改革実行計

万円、その他市町村は2千万円で、事業実施期間 県は4千万円、政令指定都市および特別区は3千 託して行うもの。委託費は、1年度あたり都道府 のを選定し、当該事業を提案した協議会などに委 ら、地域の特性などをふまえた創意工夫のあるも

促進し、当該事業の実施箇所を拡充(2020年 度開始分:連携推進コース38箇所、 多様な就業機会を確保するための協議会の設置を ス20箇所) するとしている。 今回、 採択された団体と事業のタイトルは次の 地域協働コー

◆ちちぶ雇用活性化協議会

市町)となっている。 進コース)の実施地域は、 なお、2020年10月時点の当該事業(連携推 「健やかに彩り豊かなちちぶで働こうプロジェクト」 76地域(28道府県、48

厚生労働省 開始分)」の採択地域に9地域を決定 「地域雇用活性化推進事業(令和2年度

地域を決定した。 化推進事業」(令和2年度開始分)の採択地域に9 厚生労働省は、昨年度創設した「地域雇用活性

実施期間は3年度以内。 数の市区町村で連携して実施する場合、1地域当 事業規模(委託費上限)は、各年度4千万円。複 し、その実施を、事業を提案した協議会に委託する。 ながると認められるものをコンテスト方式で選抜 構想のなかから、雇用を通じた地域の活性化につ 者で構成する地域雇用創造協議会が提案した事業 具体的には、地域の市町村や経済団体などの関係 域再生関連施策などと連携したうえで実施する。 もの。地域独自の雇用活性化の取組みを支援する 確保を図るために創意工夫する取組みを支援する て「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・ 化が進んでいる地域などが、地域の特性を活かし たり2千万円/年を加算(加算上限1億円/年)。 ため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地 同事業は、雇用機会が不足している地域や過疎

採択された地域は、次の9地域

①北海道釧路市

②北海道北見市 ③岩手県二戸地域

⑤島根県江津市 ④埼玉県ちちぶ地域

⑥愛媛県西予市

8熊本県天草地域

⑨鹿児島県奄美大島地域

⑦熊本県熊本市

厚生労働省

境調査)」の結果を公表令和元年「労働安全衛生調査(労働環

全衛生調査(労働環境調査)」の結果を公表した。 厚生労働省は、2019(令和元)年「労働安

健康管理や作業環境、危険有害性がある化学物質 生行政を推進することを目的として、周期的にテー 施策を策定するための基礎資料および労働安全衛 調査」として、危険有害業務に従事する労働者の に対する労働者の意識等について調査した。 マを変えて行っている。2019年は 労働安全衛生調査は、労働災害防止計画の重点 「労働環境

タシート(SDS)の交付が義務づけられている 労働安全衛生法第57条の2に該当する、安全デー 学品の分類、表示などの世界統一ルール)ラベル うち、すべての化学物質の容器・包装にGHS(化 の表示が行われている事業所の割合は80・1%。 57条に該当する化学物質を使用している事業所の 割合は72・7%。 譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の 化学物質を使用している事業所のうち、SDSが 事業所調査の結果をみると、労働安全衛生法第

では9・5%となっている。 り扱う場所での業務」のいずれか)に従事してい じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り 働者の割合は2・7%で、年齢階級別にみると60 る労働者の割合は22・2%で、 扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取 の従事状況をみると、有害業務に従事している労 歳以上の労働者では12・9%となっている。また、 「主要有害業務」(「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉 次に、個人調査の結果から労働者の有害業務へ 60歳以上の労働者

統計からみた我が国の高齢者

総務省

我が国の高齢者」をまとめた。 総務省は、敬老の日に合わせて、 「統計からみた

7ポイント上昇)、75歳以上人口は1871万人(同 生まれ)を含む70歳以上人口は2791万人(総 7%となり、前年(28・4%)に比べ0・3ポイ ている。総人口に占める高齢者人口の割合は28 87万人)に比べ3万人増加し、過去最多となっ 下「高齢者」)人口は3617万人で、前年(35 2586万人で、前年(1億2615万人)に比 20 (令和2) 年9月15日現在の総人口は、 2%)で、36万人増(0・3ポイント上昇)となっ ント上昇)、80歳以上人口は1160万人 14・9%)で、前年に比べ24万人増(0・3ポイ 人口の22・2%)で、前年に比べ、78万人増(0・ いわゆる「団塊の世代」(1947年~1949年 ント上昇して、過去最高。年齢階級別にみると、 ベ29万人減少した。一方、65歳以上の高齢者(以 国勢調査をもとにした人口推計によると、 (同9・ 1 億 2

17・2% (同16・2%) となっている。15歳以上 48・4% (2018年は46・6%)、7歳以上は 34 1 % 前年に比べ増加して892万人(前年862万人) 3% (同12・9%) で、過去最高。 の就業者総数に占める高齢就業者の割合は13 (同17・4%)といずれも8年連続で前年に比べ上 2019年の高齢者の就業者数は、 年齢階級別(男女計)にみると、65~9歳は 過去最多。高齢者の就業率は、 (2018年は33・2%)、女性は17・8% 16年連続で 男性は

調査・研究

経団連

表した。 「2020年労働時間等実態調査」の集計結果を発 般社団法人日本経済団体連合会 (経団連)

いる。 連法の施行が一つの要因として考えられるとして 減少。特に、2018年から2019年にかけて 同180時間・非製造業は同189時間)ともに 体 (2019年は184時間)・業種別 (製造業は 年にかけて大幅に減少している結果となった。 特に、2018年(2031時間)から2019 対し、2019年は2000時間と減少している。 時間は、2017年が2040時間であったのに 把握することを目的に、2017年から毎年実施 率などの観点から企業の働き方改革の推進状況を 大幅に減少しており、経団連では、働き方改革関 た、時間外労働時間(年間平均)についても、全 方別経済団体の会員企業491社から回答を得た。 している。2020年は経団連および業種別・地 調査結果によると、一般労働者の年間総実労働 ま

務」施行が一つの要因とみている。 働き方改革関連法における「年5日の年休取得義 製造業において上昇したことについて経団連では、 2019年は71%と年々上昇している。特に、非 取得率は、2017年は65%、2018年は68%、 次に、年次有給休暇の取得率をみると、

2020年労働時間等実態調査

は、

調査は、労働時間の推移や年次有給休暇の取得

全体の 報告書は左記のサイトからダウンロードが可能

購入する際の価格は1400円(税別)。

発行物

組む企業の事例』ヒアリング調査結果を刊行 『男性労働者の育児休業の取得に積極的に取り

業の事例――ヒアリング調査――』を刊行した。 PT) は、『JILPT資料シリーズ№ 232 男 性労働者の育児休業の取得に積極的に取り組む企 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JIL

況を変えていくことが必要とされている。そこで きるようにするためには、男性の育児・家事をう に取り組む企業13社に2019年9月~11月にヒ ながし、育児・家事の負担が女性に偏っている状 アリング調査を行い、その結果をまとめた。 JILPTでは、男性の育児休業の取得に積極的 女性が出産後も就業を継続でき、社会で活躍で

やソフト的な部分には各社それぞれに工夫を凝ら ライフ・バランス」を挙げている。しかし、制度 どの変化、人材確保にあたってのPR効果を挙げ 業務の見える化・標準化」など仕事の進め方の変 にも、「仕事の分担の見直し、仕事の属人化の排除、 みによる効果として、育児休業取得率の向上以外 しており、本書には各社の取組みの詳細や、 る企業が多くみられることなどが記されている。 イバーシティの推進」、「仕事と家庭の両立、ワーク・ て、多くの企業が「女性社員の活躍推進」や 男性の育児休業取得を促進する主な目的とし 「助け合う風土やお互い様の意識の醸成」な 取組

documents/232.pdf https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2020/

特集

高齢期まで元気に働くための 「治療と仕事の両立支援」

田中義幸さん (株式会社ノジマ 取締役 兼 執行役 人事総務部長)



てる情報の発信に努めて参ります。

うございました。

引き続

き

み

なさまのお

し上げます

本年も

Ī

をご購読い

ただきあ

+いです。

今

野浩

郎

先生にもあらためて

御礼

〈高齢・障害・求職者雇用支援機構〉

-ルマガジン好評配信中!



詳しくは「 JEED メールマガジン

※カメラで読み取った QR コードのリンク先が https://www.jeed.or.jp/general/merumaga/index.html であることを確認のうえアクセスしてください。



本誌を購入するには

定期購読のほか、1冊からのご購入も受けつけています。

- ◆お電話、FAXでのお申込み 株式会社労働調査会までご連絡ください。 電話03-3915-6415 FAX03-3915-9041
- ◆インターネットでのお申込み
 - ①定期購読を希望される方 雑誌のオンライン書店「富士山マガジン サービス」でご購入いただけます。

富士山マガジンサービス

②1冊からのご購入を希望される方



シニアジョブ、 解説をご執

原正紀氏の株式会社クオリティ

シニア人材と企業のマッ

いただいた、

中

島康

恵氏の株

ブ・ライフのように、

編集アドバイザー

(五十音順)

猪熊 律子……読売新聞編集委員 今野浩一郎……学習院大学名誉教授 大木 栄一……玉川大学経営学部教授

大嶋江都子……株式会社前川製作所コーポレート本部人財部門

金沢 春康……サトーホールディングス株式会社人財開発部

人事企画グループ人事企画担当部長 菊谷 寛之……株式会社プライムコンサルタント代表

阪本 節郎……人生 100年時代未来ビジョン研究所所長 佐久間一浩……全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長

博之……法政大学経営大学院

イノベーション・マネジメント研究科教授

陽子……株式会社人事マネジメント代表取締役 京子……アテナHROD代表、日本人材マネジメント協会副理事長

Amazon.co.jp でご購入いただけます。

です。 載がみなさまの会社の高齢者雇用の うためにも 集が始まりました。 募をお待ちしています。 高齢社員の賃金戦略」 齢社員に継続的に戦力として活躍し 者雇用に取 賃金制度は重要な要素の 締切りは2021年3月 り組 は今号で最終回 み なさまか 一助に **一**つ。 [とな らのご な ても 本 31

みません 長に向け、 グ支援を行う人材サービスも増えてきています |能性を秘 ·若手社員 自社にはない強みを持ったシニア人材は、 「令和3年度高年齢者活躍企業コンテスト」 めてい 部からの 新たな刺激やア 、ます。 シニア採用にも目を向 会社 のさらなる発展 イデアを生み 会社 出

した として採用する企業も出てきました。 ア人材の特徴を最大限に活 まり採用 八材には 多くが、 今回 知識や経 95 % の に係る現状等について」 しました。 方 いと考えていることがうか 「55歳以上」 企業が `特集は 若手にはない、 将来をになえる若手人材を中 験 考えていな 厚生労働省が公表している、 スキル ゆシニア 「 35 歳 になると、 があり 未満」 人材の いと回答しています。 長年つちかってきた豊 (令和元年) いし、 の採用に積極的 、 ます。 約7割の企業 がえますが、 会社の基幹 をテー こうしたシニ 今回 によると、 心 中 に採用 高 企

後

編

集

記

月刊エルダー12月号 No.493

- ●発行日——令和2年12月1日(第42巻 第11号 通巻493号)
- --独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) ●発 行—

発行人——企画部長 奥村英輝

編集人——企画部次長 早坂博志

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2 TEL 043(213)6216(企画部情報公開広報課) ホームページURL https://www.jeed.or.jp/ メールアドレス elder@ieed.or.ip

●発売元 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL 03(3915)6401 FAX 03(3918)8618 ISBN978-4-86319-786-2

*本誌に掲載した論文等で意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りします。

お詫びと訂正

『エルダー』2020年11月号にて、 下記の通り誤りがありました。謹ん でお詫び申し上げるとともに下記の 通り訂正をさせていただきます。

訂正箇所

48頁図表2の縦軸

誤 (%)、75.0、70.0、 65.0、60.0、55.0

正 (年齢)、75、70、 65、60、55

65歳超雇用推進助成金の で案内

「65歳超雇用推進助成金」は、定年年齢の引上げや、雇用管理制度の整備など、高齢者雇用の推進に 取り組む事業主を助成するもので、「65歳超継続雇用促進コース」、「高年齢者評価制度等雇用管理改善 コース」、「高年齢者無期雇用転換コース」の3つのコースで構成されています。意欲と能力のある高 齢者が、年齢にかかわりなく活き活きと働ける職場を実現するため、ぜひご活用ください。

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の廃止、または66歳以上への継続雇用 制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対し、実施した措置等 に応じて一定額を助成します。

支給額 *5~160 万円

※実施した措置等により異なります

■主な支給要件

① 定年の引上げ等の実施

- 旧定年年齢※1を上回る65歳以上への定年の引上げ
- ・定年の定めの廃止
- 旧定年年齢※1を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- 2 定年の引上げなどの実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること
- 🔞 改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること など
- ※1 就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢

■申請手続き

制度実施日の翌日から起算して2カ月以内に、当機構都道府県支部に支給申請書等の必要書類を提出

■支給額

実施内容により以下の額を支給

実施した制度	65歳 定年		66歳以上への 定年引上げ		定年の	66〜69歳の 継続雇用への引上げ		70歳以上の 継続雇用への引上げ	
引上げた年齢対象被保険者数	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上	廃止	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1~2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円	5万円	10万円	10万円	15万円
3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円	20万円	80万円	25万円	100万円

- ※ 1事業主(企業単位)1回かぎりとします
- ※ 定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

支給額

支給対象経費の

*最大**75%** (最大37.5万円)

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備措置を実施した 事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

※企業規模等により異なります

■主な支給要件

高年齢者雇用管理整備措置の実施

- 高年齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した、賃金・人事処遇制度の導入・改善
- 短時間勤務制度、隔日勤務制度などの高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる労働時間制度の導入・改善
- 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入・改善
- 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入・改善
- 高年齢者の意欲と能力を活かすための専門職制度等の導入・改善
- 法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドック、生活習慣病予防検診など)の導入
- その他、高年齢者の雇用の機会の増大のために必要な高年齢者の雇用管理制度の導入・改善
- ② ①の雇用管理整備措置等の実施計画を定めた「雇用管理整備計画書」を機構に提出し、計画認定を受け ていること など

■申請手続き

① 雇用管理整備計画書の提出

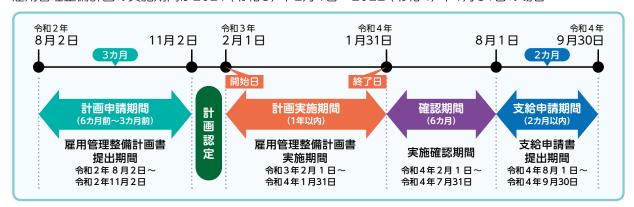
雇用管理整備計画書等の必要書類を、雇用管理整備計画の開始日から起算して6カ月前の日から3カ月前までに、 所在する当機構都道府県支部に提出。

② 支給申請書の提出

支給申請書等の必要書類を、雇用管理整備計画実施期間の終了日の翌日から起算して6カ月後の日の翌日から 2カ月後の日までの間に、当機構都道府県支部に提出。

《申請期間の例》

雇用管理整備計画の実施期間が2021(令和3)年2月1日~2022(令和4)年1月31日の場合



■支給対象経費

支給対象経費は次の①および②に該当する経費とし、その経費が50万円を超える場合は50万円とします。

- 雇用管理措置の導入または見直しに必要な専門家などに対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費
- 2 🛈 の経費のほか、高年齢者雇用管理整備措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェ アなどの導入に要した経費
- ③ 上記 むおよび 2の経費については、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の経費を要したも のとみなします

■支給額

区分	支給額
中小企業事業主	支給対象経費の60%(生産性要件を満たす場合は75%)
中小企業事業主以外	支給対象経費の45%(生産性要件を満たす場合は60%)

※ 生産性要件……直近の会計年度における生産性が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること

高年齢者無期雇用転換コース

支給額

対象労働者1人につき

*38~60 万円

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を、転換制度に基づき無期雇用 労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を支給します。

※事業規模等により異なります

■主な支給要件

- 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約、就業規則、その他これに準ずるものに規 定していること
- ②「無期雇用転換計画書」を当機構に提出し、計画認定を受けていること
- 🔞 🛈の規定に基づき、50歳以上かつ定年年齢未満の**有期契約労働者を無期雇用労働者に転換**した事業主 であること など

■申請手続き

● 無期雇用転換計画書の提出

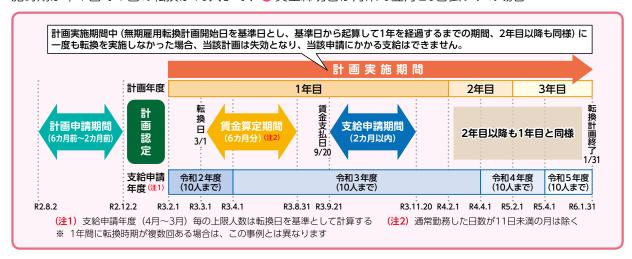
無期雇用転換計画書等の必要書類を、無期雇用転換計画の開始日から起算して6カ月前の日から2カ月前の日ま でに、事業所が所在する当機構都道府県支部に提出。

② 支給申請書の提出

支給申請書等の必要書類を、**無期雇用転換後6カ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2カ月以内**に、当 機構都道府県支部に提出。

《申請期間の例》

● 無期雇用転換計画期間が2021 (令和3) 年2月1日から2024 (令和6) 年1月31日 (3年間)、 2 転換実 施時期が年1回で1回の転換が10人まで、3賃金締切日が月末で翌月20日払い、の場合



■支給額

区分	支給額
中小企業事業主	対象労働者1人につき48万円(生産性要件を満たす場合は1人につき60万円)
中小企業事業主以外	対象労働者1人につき38万円(生産性要件を満たす場合は1人につき48万円)

- ※ 支給上限:1支給年度1適用事業主あたり10人まで
- ※ 生産性要件……直近の会計年度における生産性が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること

そのほか必要な条件、要件等もございますので、 詳しくはホームページ(https://www.jeed.or.jp/)をご覧ください。

なお、助成金の制度概要を説明した動画を YouTube の「JEED CHANNEL」に掲載していますのであわせてご活用ください。 (https://www.youtube.com/watch?v=Cm9l8srV5jl)

また、お問合せや申請は当機構都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課 65頁参照)までお願いします。

今回の問題は「アナグラム」。昔からある言葉の並べ替え遊びです。頭のなかで 文字の並べ替えをするとき、歳とともに衰えやすいワーキングメモリ(作業記憶) を盛んに使います。目視でチャレンジしましょう。

働くための

第42回 シャッフルことわざ



文字をひらがなに変換してから並び替えてできる「ことわざ」を 答えてください。

〈例題〉

小箱、二年(こばこ、にねん)





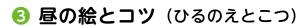


→ [ねこにこばん(猫に小判)]

① 何かに、応募(なにかに、おうぼ)



- お
- え?何の喧嘩? (え? なんのけんか?)
- か)





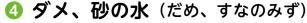












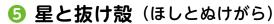












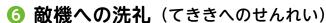
























チャレンジ脳を鍛えよう

文字を並び替えてことわざなど のワードをつくるときには、頭の なかで何度も試行錯誤をくり返し ているものです。特に今回の脳ト レ課題のような、問題文のなかに 意味のある単語が混ざっている と、どうしてもその単語に引きず られてしまうのでやっかいです。

そこで、いったんバラバラにし て意味のない文字列にしてから構 築し直していくと、それまで見え なかったものが見えてきます。 きっかけになるワードが一つわか れば、あとはすっと答えにたどり つけるはずです。

私たちは「いつも通り」である ことを選択してしまいがちです が、慣れていることばかりの環境 では、脳の活動は沈静化してしま います。

それまであったものを壊すこと で、新しい発想は生まれてきます。 とらわれから抜け出して考える脳 トレで「チャレンジ脳」を鍛えま しょう。

篠原菊紀(しのはら・きくのり)

1960 (昭和35) 年、長野県生まれ。公立諏 訪東京理科大学医療介護健康工学部門長。 健康教育、脳科学が専門。脳計測器多チャ ンネル NIRS を使って、脳活動を調べている。 『中高年のための脳トレーニング』(NHK出 版)など著書多数。

き

(去パ去への入ていむ) 靏靏の天青 3

(1171)(14891) MURSE(9)

(ゴもなのめをも) 系の筝 🐧

(えころひのるこ) 南一の鱈 3 (付むのみえみむ) 中の蔵头 6

(こまなんここは) 奉金ご思 ●

【天容O題問】



(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課 所在地等一覧

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、各都道府県支部高齢・障害者業務課等において高齢者・障害 者の雇用支援のための業務(相談・援助、給付金・助成金の支給、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受 付、啓発等)を実施しています。 2020年12月1日現在

刊、台光寺)を美元しているり。)		2020年12月1日現任
名称		所在地	電話番号(代表)
北海道支部高齢·障害者業務課	₹063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター	-内 011-622-3351
青森支部高齢·障害者業務課		青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手支部高齢·障害者業務課	〒020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城支部高齢·障害者業務課	〒985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田支部高齢・障害者業務課	〒010-0101	潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形支部高齢·障害者業務課	〒990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島支部高齢·障害者業務課	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城支部高齢·障害者業務課	〒310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木支部高齢·障害者業務課	〒320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬支部高齢・障害者業務課	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉支部高齢·障害者業務課	〒336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉支部高齢・障害者業務課	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京支部高齢・障害者業務課	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794
東京支部高齢・障害者窓口サービス課	"	"	03-5638-2284
神奈川支部高齢·障害者業務課	〒241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟支部高齢・障害者業務課	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山支部高齢·障害者業務課	〒933-0982	高岡市八ケ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川支部高齢・障害者業務課	〒920-0352	金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井支部高齢・障害者業務課	〒915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨支部高齢•障害者業務課	₹400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野支部高齢・障害者業務課	〒381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜支部高齢・障害者業務課	〒500-8842	岐阜市金町5-25 G-frontⅡ7階	058-265-5823
静岡支部高齢・障害者業務課	₹422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知支部高齢•障害者業務課	₹460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重支部高齢・障害者業務課	〒514-0002	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀支部高齢・障害者業務課	〒520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都支部高齢・障害者業務課	〒617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪支部高齢·障害者業務課	〒566-0022	摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
大阪支部高齢・障害者窓口サービス課	"	"	06-7664-0722
兵庫支部高齢•障害者業務課	〒661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良支部高齢•障害者業務課	〒634-0033	橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山支部高齢·障害者業務課	〒640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取支部高齢・障害者業務課	〒689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根支部高齢·障害者業務課	〒690-0001	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山支部高齢・障害者業務課	〒700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島支部高齢・障害者業務課	〒730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口支部高齢・障害者業務課	〒753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島支部高齢・障害者業務課	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川支部高齢・障害者業務課	₹761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛支部高齢・障害者業務課	〒791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知支部高齢・障害者業務課	〒781-8010	高知市桟橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡支部高齢・障害者業務課	〒810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀支部高齢·障害者業務課	〒849-0911	佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎支部高齢・障害者業務課	〒854-0062	諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本支部高齢·障害者業務課	〒861-1102	合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分支部高齢・障害者業務課	〒870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎支部高齢·障害者業務課	〒880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島支部高齢・障害者業務課		鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄支部高齢·障害者業務課	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

12



784863197862

ISBN978-4-86319-786-2 C2402 ¥458E

定価(本体 458 円+税)



1922402004587

『65歳超雇用推進事例集2020』 を作成しました

65歳以上の定年制度、65歳を超える継続雇用制度の導入企業事例を紹介した 「65歳超雇用推進事例集」の3冊目となる「2020」を作成しました。



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3 TEL:043-297-9527 FAX:043-297-9550

65歳超雇用推進事例集